

教育等の振興に関する施策の大綱 第3次改訂に伴う本文（第5章）の修正について

平成 31 年 3 月
高知県

※第3次改訂のポイントに係る修正について

改訂のポイント	大綱 第5章修正箇所	資料 P
1 小・中学校における授業改善の取組の徹底	基本方向1 <小・中学校> 対策1-(2) 若年教員の資質・指導力の向上..... 2 対策2-(1) 学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの構築..... 4 基本方向4 対策(2) 県と市町村教育委員会との連携・協働の推進..... 32	
2 高等学校の学力・社会性向上に向けた取組の徹底	基本方向1 <高等・特別支援学校> 対策1-(1) 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築..... 11 対策2-(1) 義務教育段階の学力の定着に向けた組織的な取組の充実..... 13 対策2-(2) 多様な学力・進路希望に対応した組織的な指導の充実..... 14	
3 教員の働き方改革に向けた取組の推進	基本方向1 <全校種共通> ※新設 対策(1) 教員の働き方改革の推進..... 20 基本方向5 対策(6) 教育の情報化の推進..... 39	
4 教職員の不祥事防止対策	基本方向1 <全校種共通> ※新設 対策(2) 教職員の不祥事防止に向けた組織的な取組の推進..... 22	
5 不登校の予防と支援に向けた体制の強化	基本方向1 <高等・特別支援学校> 対策3-(3) 生徒指導上の諸課題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築..... 15 基本方向2 対策3-(2) 専門人材、専門機関との連携強化..... 27	
6 中学校夜間学級の検討	基本方向2 対策2-(2) 厳しい環境にある子どもの学びの場へのいざない..... 26	
7 保幼小連携・接続の取組の推進	基本方向3 対策(4) 保幼小の円滑な接続の推進..... 31	
8 後期実施計画の着実な実施	基本方向5 対策(3) 教育の質の維持・向上を図る視点に立った学校の再編振興の推進..... 35 対策(4) 中山間地域の教育力向上や活性化に向けた取組の推進 ※新設..... 36	

◆教育等の振興に関する施策の大綱「基本方向ごとの施策」一覧（第3次改訂版）（案）

【基本方向1】チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する	
〈小・中学校〉	
1 知・徳・体に共通する課題・対策	
1-(1)	学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築
1-(2)	若年教員の資質・指導力の向上
1-(3)	地域との連携・協働の推進
1-(4)	外部・専門人材の活用の拡充
1-(5)	障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実
2 「知」の課題・対策	
2-(1)	学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの構築
2-(2)	教員の教科指導力を向上させる仕組みの構築
2-(3)	児童生徒の学習の質・量の充実
2-(4)	児童生徒の学習意欲を高めるための機会の確保
3 「徳」の課題・対策	
3-(1)	規範意識や自尊感情を育む組織的な取組の推進
3-(2)	生徒指導上の諸課題の未然防止のための仕組みの構築
3-(3)	生徒指導上の諸課題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築
4 「体」の課題・対策	
4-(1)	体育授業の改善
4-(2)	健康教育の充実
4-(3)	運動部活動の充実と運営の適正化
〈高等学校・特別支援学校〉	
1 知・徳・体に共通する課題・対策	
1-(1)	学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築
1-(2)	若年教員の資質・指導力の向上
1-(3)	大学や企業との連携・協働の推進
1-(4)	外部・専門人材の活用の拡充
2 「知」の課題・対策	
2-(1)	義務教育段階の学力の定着に向けた組織的な取組の充実
2-(2)	多様な学力・進路希望に対応した組織的な指導の充実
2-(3)	思考力・判断力・表現力の育成に向けた組織的な取組の推進
2-(4)	特別支援学校における多様な教育的ニーズへの対応の充実
3 「徳」の課題・対策	
3-(1)	規範意識や自尊感情を育む組織的な取組の推進
3-(2)	生徒指導上の諸課題の未然防止のための仕組みの構築
3-(3)	生徒指導上の諸課題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築
3-(4)	目的意識の醸成や社会性の育成に向けた組織的な取組の充実
3-(5)	社会参加に向けた意欲の醸成や社会性を育む組織的な取組の充実《特別支援学校》
4 「体」の課題・対策	
4-(1)	体育授業の改善
4-(2)	健康教育の充実
4-(3)	運動部活動の充実と運営の適正化
追加 〈全校種〉	
(1)	教員の働き方改革の推進
(2)	教職員の不祥事防止に向けた組織的な取組の推進

【基本方向2】厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する	
1 知・徳・体に共通する課題・対策	
1-(1)	保護者に対する啓発の強化
1-(2)	学校や地域の力による家庭の教育力の補完
1-(3)	保護者の経済的負担の軽減
1-(4)	高校中途退学者等の就学・就労に向けた支援の充実・強化
1-(5)	ネット問題に対する県民運動の推進
2 「知」の課題・対策	
2-(1)	放課後等における学習の場の充実
2-(2)	厳しい環境にある子どもの学びの場へのいざない
3 「徳」の課題・対策	
3-(1)	地域全体で子どもを見守る体制づくり
3-(2)	専門人材・専門機関との連携強化
4 「体」の課題・対策	
4-(1)	運動・スポーツの機会の提供
4-(2)	保護者に対する啓発の強化
4-(3)	欠食がみられる子どもへの支援
5 就学前における課題・対策	
5-(1)	保育者の親育ち支援力の強化
5-(2)	保護者の子育て力向上のための支援の充実
5-(3)	保育所・幼稚園等と地域等との連携の充実
【基本方向3】就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる	
(1)	保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立
(2)	保育所・幼稚園等での組織力・実践力の向上に向けた組織マネジメント力の強化
(3)	保育者のキャリアステージにあった資質・指導力の強化
(4)	保幼小の円滑な接続の推進
(5)	発達障害等のある乳幼児への専門的な指導・支援の充実
【基本方向4】県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る	
(1)	県と市町村教育委員会との連携・協働の推進
(2)	教育的風土の醸成に向けた取組の推進
【基本方向5】安全・安心で質の高い教育環境を実現する	
変更 (1)	南海トラフ地震等の災害や事故等に備えた取組の推進
(2)	学校施設の長寿命化改修による整備の推進
変更 (3)	教育の質の維持・向上を図る視点に立った学校の再編振興の推進
追加 (4)	中山間地域の教育力向上や活性化に向けた取組の推進
(5)	校種間の連携・協働の推進
(6)	教育の情報化の推進
【基本方向6】私立学校の振興を図る	
(1)	教育環境の維持・向上に向けた支援
(2)	私立学校に通う児童生徒の保護者の経済的負担の軽減
【基本方向7】社会の期待に応えるため大学の魅力を高める	
(1)	地域活性化の核となる大学づくりの推進
(2)	「学び続ける」社会の実現に向けた学び直しの機能の強化
(3)	若者の県内定着の促進

【基本方向8】生涯にわたって学び続ける環境をつくる	
	(1) 生涯学習の推進体制の再構築
	(2) 新図書館等複合施設を核とした県民の読書環境・情報環境の充実
	(3) 子ども大人も学び合う地域づくり
	(4) 「学び続ける」社会の実現に向けた学び直しの機能の強化
【基本方向9】文化芸術の振興と文化財の保存と活用を図る	
1	文化芸術の振興
1-(1)	県民一人一人が文化芸術に親しむ環境づくりの推進
1-(2)	文化芸術等を活用した地域活性化の推進
2	文化財の保存と活用を図る
2-(1)	高知城の保存管理と整備の推進
2-(2)	文化財の保存と活用の推進
2-(3)	埋蔵文化財の発掘調査・保護の推進
【基本方向10】スポーツの振興を図る	
1	スポーツ参加の拡大
1-(1)	新たなスポーツ推進体制による持続可能な地域スポーツの推進
1-(2)	ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
1-(3)	障害者のスポーツ参加機会の拡充
1-(4)	中山間地域におけるスポーツ活動の充実
1-(5)	多様なスポーツ機会の提供
1-(6)	スポーツを通じた健康増進
1-(7)	スポーツに親しむ場の確保
2	競技力の向上
2-(1)	新たなスポーツ推進体制による戦略的な競技力強化
2-(2)	系統立てた育成・強化体制の確立
2-(3)	指導者の育成及び受け入れの推進
2-(4)	スポーツ医学の効果的な活用
2-(5)	スポーツ施設・設備の整備
3	スポーツを通じた活力ある県づくり
3-(1)	スポーツを通じた経済・地域の活性化
4	3本の柱に横断的に関わる施策の方向性
4-(1)	オリンピック・パラリンピック等を契機としたスポーツの振興

基本方向1 チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する《小・中学校》

新	旧	備考
【基本方向説明】 (略)	【基本方向説明】 (略)	
1 知・徳・体に共通する課題・対策	1 知・徳・体に共通する課題・対策	
【課題】 (略)	【課題】 (略)	
対策1-(1) 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築	対策1-(1) 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築	
【概要】 学校において授業力の向上や生徒指導の充実などに向けて組織的に取り組むことが徹底しない背景には、学校の組織が、少数の管理職と多数の教職員で構成されており、かつ、管理職以外の教職員の役割と責任が必ずしも明確になっていない場合があるため、担当業務ごとの責任者を中心とした組織的な取組を推進することが難しい体制であるということがあります。また、授業をはじめとする教育活動の大部分が個々の教員の裁量や力量に委ねられているということなどもあります。 このため、校長が明示する学校経営計画を基に、学校の目標や課題を全教職員が共有し、方向性を合わせて取組を推進するとともに、PDCAサイクルにより取組状況や成果を点検・検証しながら、学校経営計画の質的な充実を図ります。また、組織のミドルリーダーの役割を担う主幹教諭の配置を拡充し学校の組織体制を強化します。こうしたことにより、校長を中心とした組織マネジメントが効果的に推進されるチーム学校としての体制を構築します。 (働き方改革に関する記述は新設する対策に移行)	【概要】 学校において授業力の向上や生徒指導の充実などに向けて組織的に取り組むことが徹底しない背景には、学校の組織が、少数の管理職と多数の教職員で構成されており、かつ、管理職以外の教職員の役割と責任が必ずしも明確になっていない場合があるため、担当業務ごとの責任者を中心とした組織的な取組を推進することが難しい体制であるということがあります。また、授業をはじめとする教育活動の大部分が個々の教員の裁量や力量に委ねられているということなどもあります。 このため、校長が明示する学校経営計画を基に、学校の目標や課題を全教職員が共有し、方向性を合わせて取組を推進するとともに、PDCAサイクルにより取組状況や成果を点検・検証しながら、学校経営計画の質的な充実を図ります。また、組織のミドルリーダーの役割を担う主幹教諭の配置を拡充し学校の組織体制を強化します。こうしたことにより、校長を中心とした組織マネジメントが効果的に推進されるチーム学校としての体制を構築します。 <u>また、学校が抱える課題の複雑化・困難化に伴い業務が多様化し、授業改善や生徒指導など、教員の多忙化が常態化する中、子どもと向き合う時間の確保が難しい状況にあります。</u> <u>このため、教員の多忙化解消と負担感の軽減を図り、子どもと向き合う時間の確保や必要な教育活動の充実のため、県教育委員会・市町村教育委員会・学校が連携して、「教員の働き方改革」を推進します。</u>	改訂のポイント3 働き方改革の推進 対策を新設し移行

新	旧	備考
【主な取組】 ①～⑤ (略) ⑥ (削除)	【主な取組】 ①～⑤ (略) ⑥<u>教員が子どもと向き合う時間を確保するため、まずは勤務時間を客観的に把握するとともに現状を分析して、業務の削減・効率化等、直ちにできることから取組を進めるなど、教員の働き方に関する意識改革や在勤時間の削減に向けた具体的な業務改善の取組を推進します。</u>	改訂のポイント3 働き方改革の推進 対策を新設し移行
対策1-(2) 若年教員の資質・指導力の向上	対策1-(2) 若年教員の資質・指導力の向上	
【課題】 (略) 【概要】 (略) 【主な取組】 ①若年教員の配置校研修が効果的に行われるために、本人への指導・助言を行うとともに若年教員に対する学校の指導体制についての指導・助言を行う体制を強化します。 <u>小学校において、若年教員をはじめとする教員の資質・指導力の向上を図るため、ベテラン教員や中堅教員がメンター（助言者）として、若年教員の学級経営、授業づくり等について指導・助言しながらチームで学び合う「メンター制」を導入することにより、各学校におけるOJTの充実を図ります。</u> ②～④ (略)	【課題】 (略) 【概要】 (略) 【主な取組】 ①若年教員の配置校研修が効果的に行われるために、本人への指導・助言を行うとともに若年教員に対する学校の指導体制についての指導・助言を行う体制を強化します。 ②～④ (略)	改訂のポイント1 小中学校における授業改善 小学校における学び合いの仕組み
対策1-(3) (略)	対策1-(3) (略)	

新	旧	備考
対策1-(4) 外部・専門人材の活用の拡充 【概要】 学校が抱える課題や教育に対するニーズが多様化するとともに、教員が対応する業務が多岐にわたり、多忙化が指摘されている中で、児童生徒一人一人に対して効果的な支援を行うためには、外部人材を活用しながら、チーム学校として組織的に取り組んでいく必要があります。 学校全体の教育力を高め、児童生徒を取り巻くさまざまな教育課題に対応するため、多様な人材（学習支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動支援員、部活動指導員、校務支援員（スクール・サポート・スタッフ）等）の参画による、それぞれの専門性を生かした支援体制を構築します。 【主な取組】 ①～③ （略） ④各学校における部活動の指導の充実を図るとともに、教員の部活動指導にかかる負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、専門的な指導ができる部活動支援員や、単独での部活動指導や学校外での活動の引率なども可能な部活動指導員の配置を進めます。 ⑤学校に教員の専門性を必要としない業務に従事する校務支援員を配置し、業務負担の軽減を図ることで、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、学校教育活動の充実につなげます。	対策1-(4) 外部・専門人材の活用の拡充 【概要】 学校が抱える課題や教育に対するニーズが多様化するとともに、教員が対応する業務が多岐にわたり、多忙化が指摘されている中で、児童生徒一人一人に対して効果的な支援を行うためには、外部人材を活用しながら、チーム学校として組織的に取り組んでいく必要があります。 学校全体の教育力を高め、児童生徒を取り巻くさまざまな教育課題に対応するため、多様な人材（学習支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、<u>運動部活動支援員、運動部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ等</u>）の参画による、それぞれの専門性を生かした支援体制を構築します。 【主な取組】 ①～③ （略） ④各学校における<u>運動部活動</u>の指導の充実を図るとともに、教員の部活動指導にかかる負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するために、専門的な指導やスポーツ医・科学面からのサポートができる<u>運動部活動支援員</u>や、単独での部活動指導や学校外での活動の引率なども可能な<u>運動部活動指導員</u>の配置を進めます。 ⑤学校に教員の専門性を必要としない業務に従事する<u>スクール・サポート・スタッフ</u>を配置し、業務負担の軽減を図ることで、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、学校教育活動の充実につなげます。	
対策1-(5)（略）	対策1-(5)（略）	

新	旧	備考
2 「知」の課題・対策	2 「知」の課題・対策	
【課題】 (略)	【課題】 (略)	
対策2-(1) 学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの構築	対策2-(1) 学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの構築	
【概要】 本県の中学校の学力の定着状況に課題があることの要因として、授業が個々の教員任せになりがちで、学校において組織的に授業力向上に向けた取組が十分でないことや、授業改善を進める仕組みが十分整っていないことがあります。 このため、中学校における「タテ持ち」校での教科会の活性化、学校組織のミドルリーダーの役割を担う主幹教諭の配置、<u>小規模中学校において教科の枠を越えたチームで授業改善を進める「教科間連携」の導入</u>、授業改善プランの作成・実施等により、学力向上に向けて教員が協働して取り組むチーム学校の仕組みを構築します。 また、<u>小学校においても、日々の授業や生徒指導、学級経営が個々の教員に任されており、経験の浅い若手教員を学校の中で育てる仕組みづくりが十分でないという課題があります。このため、若年教員を育成するための「メンター制」を導入した新たな取組を始めるなど、不断に授業改善を図る仕組みを県全体で構築します。</u> 【主な取組】 ①同一教科の担任が複数配置されている中学校において、<u>複数の教員が学年をまたがり同じ教科を担当する「タテ持ち」を実施し、教科ごとの授業改善・教材研究を進めるために設置している教科会などで、教科主任や経験と力量を備えた教員が経験の浅い教員を指導するといった、授業力の向上に向けて教員同士が学び合い高め合う仕組みを構築します。</u> また、<u>同じ教科の教員が複数配置されない小規模中学校においても、教科の枠を越えたチームを編成し、授業について協議し合う「教科間連携」の仕組みを広げるとともに、学校規模や教員の配置に応じて「タテ持ち」と「教科間連携」の両方の型を組み合わせた取組を導入するなど、全ての中学校において教員同士が学び合う仕組みを構築します。</u>	【概要】 本県の中学校の学力の定着状況に課題があることの要因として、授業が個々の教員任せになりがちで、学校において組織的に授業力向上に向けた取組が十分でないことや、授業改善を進める仕組みが十分整っていないことがあります。 このため、中学校における「タテ持ち」の<u>導入</u>や教科会の活性化、学校組織のミドルリーダーの役割を担う主幹教諭の配置<u>拡充</u>、授業改善プランの作成・実施等により、学力向上に向けて教員が協働して取り組むチーム学校の仕組みを構築します。 【主な取組】 ①同一教科の担任が複数配置されている中学校において、<u>一人の教員が複数学年を担当する「タテ持ち」を導入可能な中学校全てに導入することや、教科ごとの授業改善・教材研究を進めるために設置している教科会などで、教科主任や経験と力量を備えた教員が経験の浅い教員を指導するといった、授業力の向上に向けて教員同士が学び合い高め合う仕組みを構築します。</u>	改訂のポイント1 小中学校における授業改善 小学校における学び合いの仕組みの導入 改訂のポイント1 小中学校における授業改善 全中学校への学び合いの仕組みの導入

新	旧	備考
②～③ (略) ④同一教科の教員が一人しかいない小規模の中学校においては、教員同士の学び合いにより教科指導力を向上させる機会が少ない状況にあります。このため、近隣の小規模の中学校の教員が連携して教科指導力の向上を図る仕組みを構築します。 ⑤ (略) ⑥小学校において、若年教員をはじめとする教員の資質・指導力の向上を図るため、ベテラン教員や中堅教員がメンター（助言者）として、若年教員の学級経営、授業づくり等について指導・助言しながらチームで学び合う「メンター制」を導入することにより、各学校におけるOJTの充実を図ります。【再掲】	②～③ (略) ④同一教科の教員が一人しかいない小規模の中学校においては、教員同士の学び合いにより教科指導力を向上させる機会が少ない状況にあります。このため、近隣の小規模の中学校の教員が連携して教科指導力の向上を図る仕組みを構築します。<u>また、小規模の中学校において異なる教科を担当する教員がチームを組み、日常的に授業について協議し合う仕組みについて研究を進めるとともに、その取組を県内に普及します。</u> ⑤ (略)	改訂のポイント1 小規模中学校の教科間連携の取組は①にまとめて記載 改訂のポイント1 小中学校における授業改善 小学校における学び合いの仕組みの導入
対策2-（2）教員の教科指導力を向上させる仕組みの構築 【概要】 (略)	対策2-（2）教員の教科指導力を向上させる仕組みの構築 【概要】 (略)	

新	旧	備考
【主な取組】 ①教員の教科指導力の向上を図るため、若手教員を対象とする集中研修や、学力上位県への教員派遣、また、大学との連携等による中核教員の育成など、各教科において経験年数や実態に応じたO f f-J Tの充実・強化を図ります。 ②～⑦ (略) ⑧<u>本県の学校の力をもう一段高めるため、高知大学教職大学院や国が実施する中央研修等に現職教員を計画的に派遣することにより、本県教育課題の解決に向けた取組の核となる中核教員の育成を図ります。</u>	【主な取組】 ①教員の教科指導力の向上を図るため、若手教員を対象とする<u>数学などの</u>集中研修や、学力上位県への教員派遣、また、大学との連携等による中核教員の育成など、各教科において経験年数や実態に応じたO f f-J Tの充実・強化を図ります。 ②～⑦ (略) ⑧<u>教員の資質・指導力の向上を図るため、教員養成を行う県内の大学等との協議の機会を設け、連携を強化します。</u>	
対策2-(3)～2-(4) (略)	対策2-(2)～2-(4) (略)	
3 「徳」の課題・対策	3 「徳」の課題・対策	
【課題】 (略)	【課題】 (略)	
対策3-(1)～3-(2) (略)	対策3-(1)～3-(2) (略)	
対策3-(3) 生徒指導上の諸課題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築	対策3-(3) 生徒指導上の諸問題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築	
【概要】 (略)	【概要】 (略)	

新	旧	備考
【主な取組】 ①～③ (略) ④少しでもリスクがあると思われる児童生徒について、欠席や遅刻など気になる兆候が見え始めた段階で校内支援会において状況を確認するとともに、家庭訪問や面談を行うなど早期の支援を開始することを徹底します。 ⑤～⑧ (略)	【主な取組】 ①～③ (略) ④リスクレベルの低い児童生徒についても、欠席や遅刻など気になる兆候が見え始めた段階で校内支援会において状況を確認するとともに、家庭訪問や面談を行うなど早期の支援を開始することを徹底します。 ⑤～⑧ (略)	
4 「体」の課題・対策	4 「体」の課題・対策	
【課題】 (略)	【課題】 (略)	
対策4-(1) 体育授業の改善	対策4-(1) 体育授業の改善	
【概要】 (略) 【主な取組】 ①小学校における体育授業の質を向上させるため、具体的な運動例や技能のポイント、用具の工夫等を写真や図解等で分かりやすく学べる副読本や体育授業のヒント集等の教材の活用を促進するとともに、体育科の授業改善を推進する上で中核となる教員を育成します。	【概要】 (略) 【主な取組】 ①小学校における体育授業の質を向上させるため、具体的な運動例や技能のポイント、用具の工夫等を写真や図解等で分かりやすく学べる副読本や体育授業のヒント集、映像で学べる動画等の教材を充実させ、授業での活用を促進します。	

新	旧	備考
②全ての小・中学校で、<u>走力や柔軟性、全身持久力を高めるための教材やメニューの活用を促進することにより、児童生徒の体力向上につながります。</u> ③中学校における体育授業の質を向上させるため、文部科学省が作成した体育学習の評価に関する手引きを活用して、<u>それぞれの学校の実態に応じた適切な評価規準や評価方法が、年間指導計画に適切に設定されるよう徹底します。</u>また、それが円滑に行われるよう、評価規準等の設定のポイントを示した補助資料を作成するとともに、<u>指導主事が学校訪問を行い、教科会等において指導・助言を行います。</u> ④～⑤ (略) ⑥体育授業の改善や家庭・地域・学校間の連携、運動の日常化などに関する保健体育の先進的な取組を推進するとともに、それらの取組の成果について、<u>体育主任会等における実践事例の紹介や、ホームページへの掲載などにより、全小・中学校に普及します。</u> ⑦ (略)	②全ての中学校で、柔軟性や調整力、全身持久力を高めるための<u>メニューを活用した中学校1年生の体力向上対策を実施します。</u> ③各学校において、文部科学省が作成した体育学習の評価に関する手引きを活用して、学校の実態に応じた適切な評価規準や評価方法が年間指導計画に適切に設定されるよう徹底します。また、それが円滑に行われるよう、評価規準等の設定のポイントを示した補助資料を作成するとともに、指導主事による指導・助言などの支援を行います。 <u>さらに、設定された内容を基に教科会等の充実を図るなど、教員同士が日常的に授業の質を高め合う仕組みを構築します。</u> ④～⑤ (略) ⑥体育授業の改善や家庭・地域・学校間の連携、運動の日常化などに関する保健体育の先進的な取組を推進するとともに、それらの取組の成果について、<u>事例発表や実践事例集の作成、ホームページへの掲載などにより、全中学校に普及します。</u> ⑦ (略)	
対策4-(2) 健康教育の充実	対策4-(2) 健康教育の充実	
【概要】 (略)	【概要】 (略)	

新	旧	備考
【主な取組】 ①～③ (略) ④外部講師を活用した授業の実施や、学習指導要領を踏まえたカリキュラムや教材の作成など、学校や地域の実情に応じたがん教育を推進することにより、健康教育の一層の充実を図り、様々な疾病の予防や望ましい生活習慣についての児童生徒や保護者の意識の向上につなげます。	【主な取組】 ①～③ (略)	
対策4-(3) 運動部活動の充実と運営の適正化	対策4-(3) 運動部活動の充実と運営の適正化	
【概要】 (略) 【主な取組】 ① (略) ②運動部活動の適正な運営の在り方についての理解や、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のため、県外の優秀な講師を招へいして、管理職や顧問教員等を対象とした研修会を実施します。 (削除) ③生徒の減少が進む中山間地域の学校において、運動部活動の在り方や指導者の資質向上など、運動部活動が抱える課題の解決を図るため、関係者が連携して、運動部活動や大会の運営、生徒への効果的な指導などについて研究や対策を実施します。	【概要】 (略) 【主な取組】 ① (略) ②将来、本県のスポーツ界を担う指導者の育成に向け、コーチングに必要な多様な資質・能力を身に付けるための総合的な研修会を実施します。 ③各競技団体や体育連盟の各競技専門部などが、強化練習や指導者研修などに県外の優秀な指導者を招へいする取組の拡充を図ります。 ④生徒の減少が進む中山間地域の学校において、運動部活動の在り方や指導者の資質向上など、運動部活動が抱える課題の解決を図るため、関係者が連携して、運動部活動や大会の運営、生徒への効果的な指導などについて研究や対策を実施します。	

新	旧	備考
④高知県運動部活動ガイドラインに基づき、適切な運営のための体制整備や、週当たり、少なくとも2日以上の休養日を設定するとともに、練習時間についても適切なものとするなど、望ましい運動部活動の推進を図ります。 (運動部活動指導員については⑤へ) ⑤運動部活動に係る教員の負担を軽減するため、地域スポーツハブとも連携しながら、単独で部活動の指導や引率が可能となる運動部活動指導員等の外部指導者の配置を更に拡充します。	⑤高知県運動部活動ガイドラインに基づき、適切な運営のための体制整備や、週当たり、少なくとも2日以上の休養日を設定するとともに、練習時間についても適切なものとするなど、望ましい運動部活動の推進を図ります。<u>さらに、外部指導者等の教諭以外の者が単独で部活動の指導や引率が可能となる運動部活動指導員の配置など、部活動に係る教員の負担を更に軽減するための取組も進めます。</u>	

基本方向1 チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する《高等・特別支援学校》

新	旧	備考
1 知・徳・体に共通する課題・対策	1 知・徳・体に共通する課題・対策	
【課題】 (略)	【課題】 (略)	
対策1-(1) 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築	対策1-(1) 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築	
【概要】 学校において、組織的な取組が進みにくい背景には、生徒指導部や進路指導部等の担当部署や学年団、教科会等の組織間の連携が十分ではないこと、大部分の教育活動が個々の教員の裁量や力量に委ねられていることなどがあります。 このため、学校経営計画の中に徹底した取組につながるようなシンプルなビジョンや目標を設定し、校長を中心に、チーム学校としてPDCAサイクルを回しながら組織マネジメントを効果的に推進する体制や仕組みを構築します。こうした取組を確実なものとするため、各学校において教育活動の改善を図るカリキュラム・マネジメントが実現するよう、授業改善や学校経営に関する具体的な指導、助言を行う「学校支援チーム」が定期的に学校訪問を実施することで支援を行います。 (働き方改革に関する記述→新設する対策に移行)	【概要】 学校において、組織的な取組が進みにくい背景には、生徒指導部や進路指導部等の担当部署や学年団、教科会等の組織間の連携が十分ではないこと、大部分の教育活動が個々の教員の裁量や力量に委ねられていることなどがあります。 このため、学校経営計画の中に徹底した取組につながるようなシンプルなビジョンや目標を設定し、校長を中心に、チーム学校としてPDCAサイクルを回しながら組織マネジメントを効果的に推進する体制や仕組みを構築します。こうした取組を確実なものとするため、各学校において教育活動の改善を図るカリキュラム・マネジメントが実現するよう、授業改善や学校経営に関する具体的な指導、助言を行う「学校支援チーム」を県教育委員会事務局内に編成し、定期的な学校訪問による支援を行います。 また、学校が抱える課題の複雑化・困難化に伴い業務が多様化し、授業改善や生徒指導など、教員の多忙化が常態化する中、子どもと向き合う時間の確保が難しい状況にあります。 このため、教員の多忙化解消と負担感の軽減を図り、子どもと向き合う時間の確保や必要な教育活動の充実のため、県立学校における「教員の働き方改革」を推進します。	改訂のポイント2 高等学校 学校支援チーム 改訂のポイント3 教員の働き方改革 新設する対策に移行
【主な取組】 ①～④ (略)	【主な取組】 ①～④ (略)	

新	旧	備考
(削除)	⑤教員が子どもと向き合う時間を確保するため、まずは県立学校において教員の勤務時間を客観的に把握するシステムを導入し、勤務時間や勤務内容を把握するとともに現状を分析して、業務の削減・効率化等、直ちにできることから取組を進めるなど、教員の働き方に関する意識改革や在勤時間の削減に向けた具体的な業務改善の取組を推進します。	改訂のポイント3 教員の働き方改革 新設する対策に移行
対策1-(2)～1-(3) (略)	対策1-(2)～1-(3) (略)	
対策1-(4) 外部・専門人材の活用の拡充	対策1-(4) 外部・専門人材の活用の拡充	
【概要】 学校が抱える課題や教育に対するニーズが多様化するとともに、教員が対応する業務が多岐にわたり、多忙化が指摘されている中で、児童生徒一人一人に対して効果的な支援を行うためには、外部人材を活用しながら、チーム学校として組織的に取り組んでいく必要があります。 学校全体の教育力を高め、児童生徒を取り巻くさまざまな教育課題に対応するため、多様な人材（学習支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動支援員、部活動指導員等）の参画による、それぞれの専門性を生かした支援体制を構築します。 【主な取組】 ①～② (略) ③各学校における部活動の指導の充実を図るとともに、教員の部活動指導にかかる負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、専門的な指導ができる部活動支援員や、単独での部活動指導や学校外での活動の引率なども可能な部活動指導員の配置を進めます。【再掲】	【概要】 学校が抱える課題や教育に対するニーズが多様化するとともに、教員が対応する業務が多岐にわたり、多忙化が指摘されている中で、児童生徒一人一人に対して効果的な支援を行うためには、外部人材を活用しながら、チーム学校として組織的に取り組んでいく必要があります。 学校全体の教育力を高め、児童生徒を取り巻くさまざまな教育課題に対応するため、多様な人材（学習支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、運動部活動支援員、運動部活動指導員等）の参画による、それぞれの専門性を生かした支援体制を構築します。 【主な取組】 ①～② (略) ③各学校における運動部活動の指導の充実を図るとともに、教員の部活動指導にかかる負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、専門的な指導やスポーツ医・科学面からのサポートができる運動部活動支援員や、単独での部活動指導や学校外での活動の引率なども可能な運動部活動指導員の配置を進めます。	

新	旧	備考
2 「知」の課題・対策	2 「知」の課題・対策	
【課題】 (略)	【課題】 (略)	
対策2-(1) 義務教育段階の学力の定着に向けた組織的な取組の充実	対策2-(1) 義務教育段階の学力の定着に向けた組織的な取組の充実	
【概要】 多くの高等学校では、義務教育段階での学習内容が十分に定着しないまま入学し、高校1年生で学ぶ基礎的な科目の学習内容が理解できずに進級している生徒が一定数いるという課題があります。 このため、生徒の学力状況に応じたきめ細かな指導を通じて学力の向上を図るよう、カリキュラムの見直しや効果的な教材の活用を推進するとともに、<u>チーム学校として各学校が組織的に取り組む体制を構築します。</u>また、<u>学校支援チームの学校訪問などの活動を強化し、授業改善や学校経営に関する指導・助言の充実を図ることにより、各学校において教育活動の改善を図るカリキュラム・マネジメントが実現するよう、しっかりと支援します。</u> 【主な取組】 ①<u>各学校において、新たに全国的に導入される「高校生のための学びの基礎診断」等を活用して生徒の基礎学力の定着度合を測り、その結果を自校の学力向上プランや授業改善の充実につなげる取組を推進します。併せて、学校支援チームの活動を強化し、授業改善の取組が更に広がるよう教員の意識改革を促進します。</u> ② (略) ③学校支援チームが、定期的に各学校の教科会に参加し、授業改善に向けて、教員と指導計画や効果的な指導方法に関して協議を重ね、教員の教科指導力等の向上を図るなど、<u>組織的な指導体制の構築を支援します。</u>	【概要】 多くの高等学校では、義務教育段階での学習内容が十分に定着しないまま入学し、高校1年生で学ぶ基礎的な科目の学習内容が理解できずに進級している生徒が一定数いるという課題があります。 このため、生徒の学力状況に応じたきめ細かな指導を通じて学力の向上を図るよう、カリキュラムの見直しや効果的な教材の活用を推進するとともに、<u>学校全体でチーム学校として組織的に取り組む体制を構築します。</u>また、<u>学校支援チームが定期的に学校訪問を行い、授業改善や学校経営に関する具体的な指導・助言を行うことで、各校において教育活動の改善を図るカリキュラム・マネジメントが実現するよう、しっかりと支援します。</u> 【主な取組】 ①<u>各学校における授業改善の取組を推進するため、全ての学校において学力向上プランを作成し、自校の生徒の学力状況を踏まえて設定した学習到達目標の達成に向けた授業づくりを進めます。こうした取組を徹底するため、授業の型の定着を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、学校支援チームが定期的に学校訪問を行い、指導・助言を行います。</u> ② (略) ③学校支援チームが、定期的に各校の教科会に参加し、授業改善に向けて、教員と指導計画や効果的な指導方法に関して協議を重ね、教員の教科指導力等の向上を図るなど、<u>組織的な指導・支援体制を構築します。</u>	改訂のポイント2 高等学校 学校支援チーム 改訂のポイント2 高等学校 学校支援チーム 改訂のポイント2 高等学校 学校支援チーム

新	旧	備考
④～⑤ (略)	④～⑤ (略)	
対策2-(2) 多様な学力・進路希望に対応した組織的な指導の充実	対策2-(2) 多様な学力・進路希望に対応した組織的な指導の充実	
【概要】 (略) 【主な取組】 ①～⑥ (略) ⑦生徒が自己の在り方や生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していく力を育成するため、地域と学校が協働して地域の課題解決に向けた学習を行う「地域協働学習」をはじめ、生徒の主体的・探究的な学習のさらなる充実を図ります。 ⑧個々の生徒が自分の進路について早期に目標を定め、主体的に取り組むとともに、将来社会に参画した時に必要とされる基礎的な学力や社会性を身につけることができるよう、各学校において、生徒の多様な学力・進路希望に対応し、体験的な活動なども組み込んだより効果的なカリキュラムを構築します。 ⑨ (略)	【概要】 (略) 【主な取組】 ①～⑥ (略) ⑦生徒の主体的・探究的な学びの場を拡充していくため、地域と学校が協働して教育を行う地域協働学習を積極的に推進します。 ⑧生徒の多様な学力・進路希望に対応でき、将来社会に参画した時に必要とされる基礎的な学力や社会性を身につけさせることができる仕組みを構築するために、カリキュラムマネジメントの視点を取り入れながら、生徒の主体的、体験的な活動なども組み込んだより効果的な教育プログラムを実践します。 ⑨ (略)	改訂のポイント2 高等学校 生徒育成 プラン 改訂のポイント2 高等学校 生徒育成 プラン

新	旧	備考
対策2-(3)～2-(4) (略)	対策2-(3)～2-(4) (略)	
3 「徳」の課題・対策	3 「徳」の課題・対策	
【課題】 (略)	【課題】 (略)	
対策3-(1)～3-(2) (略)	対策3-(1)～3-(2) (略)	
対策3-(3) 生徒指導上の諸課題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築	対策3-(3) 生徒指導上の諸問題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築	
【概要】 (略) 【主な取組】 ① (略) ②少しでもリスクがあると思われる児童生徒について、欠席や遅刻など気になる兆候が見え始めた段階で校内支援会において状況を確認するとともに、家庭訪問や面談を行うなど早期の支援を開始することを徹底します。【再掲】 ③高等学校の生徒指導担当や養護教諭等が、各中学校と連携し入学生の情報共有することや、個別の支援シート等を引き継ぐことにより、保幼小中高間の抜かりない情報共有と連続性のあるチーム支援を実施します。 ④いじめ問題への適切な対応を図るため、学校内のいじめ防止等の対策のための組織のもとで、いじめ防止対策の進捗管理やPDCAサイクルによる取組の評価を行います。また、いじめが発見された場合には、その早期解決のため、この組織に情報を集約し、教職員の間で共有した上で、校長のリーダーシップのもと学校全体で迅速に対応します。	【概要】 (略) 【主な取組】 ① (略) ②リスクレベルの低い児童生徒についても、欠席や遅刻など気になる兆候が見え始めた段階で校内支援会において状況を確認するとともに、家庭訪問や面談を行うなど早期の支援を開始することを徹底します。 ③いじめ問題への適切な対応を図るため、学校内のいじめ防止等の対策のための組織のもとで、いじめ防止対策の進捗管理やPDCAサイクルによる取組の評価を行います。また、いじめが発見された場合には、その早期解決のため、この組織に情報を集約し、教職員の間で共有した上で、校長のリーダーシップのもと学校全体で迅速に対応します。	改訂のポイント5 不登校対策 校種間の引き継ぎ

新	旧	備考
対策3-(4) 目的意識の醸成や社会性の育成に向けた組織的な取組の充実 【概要】 (略) 【主な取組】 ①～④ (略) ⑤個々の生徒が自分の進路について早期に目標を定め、主体的に取り組むとともに、将来社会に参画した時に必要とされる基礎的な学力や社会性を身につけることができるよう、各学校において、生徒の多様な学力・進路希望に対応し、体験的な活動なども組み込んだより効果的なカリキュラムを構築します。【再掲】	対策3-(4) 目的意識の醸成や社会性の育成に向けた組織的な取組の充実 【概要】 (略) 【主な取組】 ①～④ (略) ⑤生徒の多様な学力・進路希望に対応でき、将来社会に参画した時に必要とされる基礎的な学力や社会性を身につけさせることができる仕組みを構築するために、カリキュラムマネジメントの視点を取り入れながら、生徒の主体的、体験的な活動なども組み込んだより効果的な教育プログラムを実践します。【再掲】	改訂のポイント2 高等学校 生徒育成 プラン
対策3-(5) (略)	対策3-(5) (略)	
4 「体」の課題・対策	4 「体」の課題・対策	
【課題】 (略)	【課題】 (略)	
対策4-(1) 体育授業の改善	対策4-(1) 体育授業の改善	
【概要】 (略)	【概要】 (略)	

新	旧	備考
【主な取組】 ①総合型地域スポーツクラブの取組や各種スポーツ大会などの本県の地域スポーツ活動を<u>紹介することにより</u>、生徒が個々のライフスタイルに応じたスポーツとの関わり方を発見し、卒業後もスポーツに親しむようにいざないます。 ②<u>体育授業の質を向上させるため</u>、各学校において、文部科学省が作成した体育学習の評価に関する手引きを活用して、それぞれの学校の実態に応じた適切な評価規準や評価方法が年間指導計画に適切に設定されるよう徹底します。また、それが円滑に行われるよう、評価規準等の設定のポイントを示した補助資料を作成するとともに、指導主事が定期的に学校訪問を行い、教科会等において指導・助言を行います。 ③ (略)	【主な取組】 ①総合型地域スポーツクラブの取組や各種スポーツ大会などの本県の地域スポーツ活動を<u>紹介した教材を作成し、教員が体育授業で活用することにより</u>、生徒が個々のライフスタイルに応じたスポーツとの関わり方を発見し、卒業後もスポーツに親しむようにいざないます。 ②各学校において、文部科学省が作成した体育学習の評価に関する手引きを活用して、それぞれの学校の実態に応じた適切な評価規準や評価方法が年間指導計画に適切に設定されるよう徹底します。また、それが円滑に行われるよう、評価規準等の設定のポイントを示した補助資料を作成するとともに、指導主事による指導・助言などの支援を行います。<u>さらに、設定された内容を基に教科会の充実を図るなど、教員同士が日常的に授業の質を高め合う仕組みを作ります。</u> ③ (略)	
対策4-(2) 健康教育の充実	対策4-(2) 健康教育の充実	
【概要】 (略) 【主な取組】 ①～② (略)	【概要】 (略) 【主な取組】 ①～② (略)	

新	旧	備考
③外部講師を活用した授業の実施、学習指導要領を踏まえたカリキュラムや教材の作成など、学校や地域の実情に応じたがん教育を推進することにより、健康教育の一層の充実を図り、様々な疾病の予防や望ましい生活習慣について児童生徒や保護者の意識の向上につなげます。		
対策4-（3）運動部活動の充実と運営の適正化	対策4-（3）運動部活動の充実と運営の適正化	
【概要】 （略） 【主な取組】 ① （略） ②運動部活動の適正な運営の在り方についての理解や、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のため、県外の優秀な講師を招へいして、管理職や顧問教員等を対象とした研修会を実施します。【再掲】 （削除） ③ジュニアからの系統立った指導体制の確立を進めるうえで核となる高等学校の運動部活動の充実を図るため、県立高等学校の中から運動部活動強化拠点校及び運動部活動強化推進校を指定し、専門的な指導ができる顧問の配置や活動費の支援を行います。	【概要】 （略） 【主な取組】 ① （略） ②将来、本県のスポーツ界を担う指導者の育成に向け、コーチングに必要な多様な資質・能力を身に付けるための総合的な研修会を実施します。 ③各競技団体や体育連盟の各競技専門部などが、強化練習や指導者研修などに県外の優秀な指導者を招へいする取組の拡充を図ります。 ④ジュニアからの系統立った指導体制の確立を進めるうえで核となる高等学校の運動部活動の充実を図るため、県立高等学校の中から運動部活動強化拠点校及び運動部活動強化推進校を指定し、専門的な指導ができる顧問の配置や活動費の支援を行います。	

新	旧	備考
④生徒の減少が進む中山間地域の学校において、運動部活動の在り方や指導者の資質向上など、運動部活動が抱える課題の解決を図るため、関係者が連携して、運動部活動や大会の運営、生徒への効果的な指導などについて研究や対策を実施します。 ⑤「<u>高知県立学校に係る運動部活動の方針</u>」に基づき、適切な運営のための体制整備や、生徒の発達の段階に応じた適切な休養日・練習時間の設定など、<u>望ましい運動部活動の推進を図ります。</u> (運動部活動指導員については⑥へ) ⑥<u>運動部活動に係る教員の負担を軽減するため、地域スポーツハブとも連携しながら、単独で部活動の指導や引率が可能となる運動部活動指導員等の外部指導者の配置を更に拡充します。【再掲】</u>	⑤生徒の減少が進む中山間地域の学校において、運動部活動の在り方や指導者の資質向上など、運動部活動が抱える課題の解決を図るため、関係者が連携して、運動部活動や大会の運営、生徒への効果的な指導などについて研究や対策を実施します。 ⑥高知県運動部活動ガイドラインに基づき、<u>望ましい運動部活動の推進を図ります。</u>ガイドラインの適用に当たっては、各高等学校の特色や運動部の競技特性、県のスポーツ振興策等を考慮し、運用方法を検討する必要があることから、新たに設置する「<u>高知県運動部活動改革推進委員会(仮称)</u>」において協議し、方針を策定します。さらに、<u>外部指導者等の教諭以外の者が単独で部活動の指導や引率が可能となる運動部活動指導員の配置など、部活動に係る教員の負担を更に軽減するための取組も進めます。</u>	

基本方向1 チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する《全校種共通》 ※新設

新	旧	備考
対策(1) 教員の働き方改革の推進 【課題】 ・教員の働き方改革を推進するためには、保護者や地域の理解や協力を得ながら、学校・教員が担ってきた業務を仕分けし、専門スタッフや外部人材の活用によって業務の効率化や削減を図らなければなりません。また、長時間勤務も良しとするこれまでの働き方を見直し、管理職が教職員に対して、業務遂行に係るマネジメントを適確に実施する中で、意識改革を図る必要があります。 【概要】 教員は、「子どものために」という強い使命感や責任感から、学習指導のみならず、児童生徒に関わるあらゆる業務に献身的に対応する中で、年々学校や教員の役割が増大してきました。また、大量退職に伴う若年教員の採用、学習指導要領改訂に伴う総授業時数や部活動の指導時間の増加により、子どもと向き合う時間を十分に確保することが困難になるとともに、教員の長時間勤務が常態化しています。 文部科学省が行った平成28年度の教員勤務実態調査では、「過労死ライン」とされる月80時間以上の超過勤務をしている教員が、小学校で全体の3割、中学校で6割存在していることが明らかになりました。また、平成29年6月に設置された中央教育審議会の「学校における働き方改革特別部会」の審議では、教員の勤務実態について、直ちに改善が必要な差し迫った状況にあるとの認識が示され、改善に向けた緊急提言がなされました。さらに、平成31年1月には、これまでの対応をとりまとめた「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申と併せて、正規の勤務時間を超える時間外勤務の上限の目安時間を「月45時間、年間360時間」とする「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定されました。こうした国の動向に合わせ、本県においても働き方改革に関する様々な取組を一層推進していく必要があります。 本県における平成30年6月の80時間以上の超過勤務者(校務支援員配置の小学校12校324人、中学校8校234人が対象)は、小学校で約2割、中学校で約5割と全国よりも少ないものの同様の傾向にあります。		改訂のポイント3 教員の働き方改革

新	旧	備考
<u>こうした現状に対して、教員の肉体的、精神的な負担を軽減し、日々の生活の質を向上させるとともに、本来業務である授業改善や個々の児童生徒に応じた生徒指導などの子どもと向き合う時間を確保し、限られた時間の中で最大の教育効果を発揮することができるよう市町村教育委員会や学校と連携し、教員の働き方改革の取組を推進します。</u> 【主な取組】 ①<u>統合型校務支援システムの導入により、指導要録や学習評価等の業務の電子化や教材等の共有化など、教務関係事務に係る業務の効率化・削減を図ります。</u> ②<u>県が実施する集合研修等について、精選による回数の削減等を行うとともに、テレビ会議システムの活用による移動負担の軽減やOJTを活用した研修への移行を進めます。また、県からの調査や照会の削減や簡素化に取り組みます。</u> ③<u>教員の専門性を必要としない事務的業務などを教員に代わって行う校務支援員を配置します。また、複雑化・多様化する児童生徒や家庭の課題に対し、心理や福祉に関する専門的な見地から学校・教員を支えるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの配置を更に拡充します。</u> ④<u>長時間勤務の要因であり、負担感が大きいとされる部活動について、部活動ガイドラインに沿って定めた休養日や活動時間等の適正な計画を立てるとともに、着実に実施することを推進します。また、部活動支援員に加え、顧問に代わり単独で指導や引率が可能となる部活動指導員の配置を進めます。</u>		改訂のポイント3 教員の働き方改革

新	旧	備考
⑤若年からベテランまでが組織として協働的に業務に取り組む体制を構築するとともに、先進的な業務改善の取組等を参考にしながら、学校独自の行事や業務を見直すなど、業務の精選や効率化、縮減するための取組を推進します。また、これらの取組について、保護者や地域に理解と協力を得るための広報や説明会を行うとともに、地域学校協働本部の設置拡大と充実を図ります。 ⑥国の勤務時間の上限に関するガイドラインを踏まえ、学校現場において勤務時間管理の徹底を図ります。また、教員一人一人の働き方に関する意識改革を進めるため、管理職のマネジメント力を高めるための研修を行うなど、啓発に努めます。併せて、定時退校日や最終退校時刻、学校閉校日の設定の取組を促進していきます。		改訂のポイント3 教員の働き方改革
対策（２）教職員の不祥事防止に向けた組織的な取組の推進		
【課題】 ・教職員による不祥事が相次ぐ背景として、学校では様々な課題に対し、教職員一人一人が個々で対応することが多く、ミスや問題が生じてしまった際に、組織として対応が十分に図られていない実態があります。 【概要】 近年、教職員による度重なる不祥事が発生し、学校教育に対する県民の皆様の信頼を大きく裏切る状況となっています。これまでもあらゆる機会を通じて服務規律の徹底を図り、各学校においては、不祥事防止プログラムを活用した校内研修を実施するなど、法令順守の徹底と教職員の倫理観を高める取組を行ってきましたが、不祥事の根絶には至っていません。 その要因として、教職員個人の資質によることもあります。それとともに、学校では様々な課題に対し、教員一人一人が個々で対応することが多く、組織としての取組が弱いこと、一旦ミスや問題が生じてしまった際の職場内のサポート体制やチェック体制が十分でないことなどが考えられます。	～	改訂のポイント4 教職員の不祥事防止 対策

新	旧	備考
<u>このため、抜本的な対策として、服務規律の徹底や研修を充実させることはもとより、職場内で教員同士が支え合い、チーム学校として組織的に人材を育成する〇ＪＴの仕組みを構築することにより、不祥事を発生させない職場環境をつくり上げていきます。</u> 【主な取組】 ①<u>教育センターが行う教員研修において、ステージ別に服務に関する研修を拡充し、コンプライアンスに関する研修を体系的に実施することにより、教育公務員としての自覚や意識の向上を図ります。</u> ②<u>経験豊富な教員が若年教員の全般的な育成を行う仕組みを整えとともに、中堅教諭や管理職の人材育成やマネジメントの能力を高める仕組みを整えるなど、チーム学校として、組織的に若年教員から管理職までの人材を育成する〇ＪＴの仕組みを構築します。</u> <u>まず、小学校において、若年教員をはじめとする教員の資質・指導力の向上を図るため、ベテラン教員や中堅教員がメンター（助言者）として、若年教員の学級経営、授業づくり等について指導・助言しながらチームで学び合う「メンター制」を導入することにより、各学校における〇ＪＴの充実を図ります。</u> <u>中学校では、全ての学校において、教科のタテ持ちや教科間連携、あるいは、その両方を組み合わせた取組を実施し、定期的かつ日常的な学び合いの場を設定します。</u> <u>県立学校では、校長を中心とした学校の組織マネジメント力の更なる強化に向けて、主幹教諭の配置の拡充を進めるとともに、主幹教諭を総括育成担当者として位置付け、若年教員の指導に携わる仕組みを構築します。</u> ③<u>学校代表者や専門家等による「学校組織の在り方検討委員会」を設置し、学校の組織力の向上に向けた取組や、不祥事の根絶やチーム学校の視点に立った組織的な人材育成の在り方について協議していきます。</u>		改訂のポイント４ 教職員の不祥事防止 対策

基本方向2 厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する

新	旧	備考
【基本方向説明】 (略)	【基本方向説明】 (略)	
1 知・徳・体に共通する課題・対策	1 知・徳・体に共通する課題・対策	
【課題】 (略)	【課題】 (略)	
対策1-(1)～1-(3)(略)	対策1-(1)～1-(3)(略)	
対策1-(4) 高校中途退学者等の就学・就労に向けた支援の充実・強化	対策1-(4) 高校中途退学者等の就学・就労に向けた支援の充実・強化	
【課題】 (略) 【概要】 平成27年度の国勢調査によると、本県の15～39歳の若年人口のうち無業者の数は3,312人と全体の2.0%を占めており、全国ワースト5位となっています。また、平成29年度の高等学校中途退学者数は362人と全体の1.8%を占め、全国ワースト3位となっています。 こうした社会的自立が困難な若者の中には、在学中にいじめや不登校を経験するなどして、今も社会に一步を踏み出せずにいる者も多くいます。このため、このような若者を一人でも多く社会に送り出せるよう、若者の自立と学び直しを支援します。 【主な取組】 ①ニートや引きこもり傾向にある若者の支援機関である「若者サポートステーション」に、より多くの若者をつなげ、就学や就労に向けた支援を行います。 また、サポートステーションへの通所が困難な若者に対して、出張相談や送迎支援等のアウトリーチ型の支援を実施します。	【課題】 (略) 【概要】 平成22年度の国勢調査によると、本県の15～39歳の若年人口のうち無業者の数は2,706人と全体の1.41%を占めており、全国ワースト8位となっています。また、平成26年度の高等学校中途退学者数は417人と全体の2.1%を占め、全国ワースト3位となっています。 こうした社会的自立が困難な若者の中には、在学中にいじめや不登校を経験するなどして、今も社会に一步を踏み出せずにいる者も多くいます。このため、このような若者を一人でも多く社会に送り出せるよう、若者の自立と学び直しを支援します。 【主な取組】 ①いわゆるニートや引きこもり傾向にある若者の支援機関である「若者サポートステーション」に、より多くの若者をつなげ、就学や就労に向けた支援を行います。 また、サポートステーションへの通所が困難な若者や、引きこもり・不登校などの若者に対して、出張相談や家庭訪問等のアウトリーチ型の支援を実施します。	

新	旧	備考
対策1-(5) ネット問題に対する県民運動の推進	対策1-(5) ネット問題に対する県民運動の推進	
【課題】 (略) 【概要】 小・中・高校生のスマートフォン等の所持率が急速に高まる中、長時間の使用により学習習慣や生活習慣が乱れたり、ネットを介したいじめや犯罪が増加するなど、インターネットの不適正な利用に伴うさまざまな問題が深刻化しつつあります。<u>平成29年度の高知県青少年保護育成条例の改正では、保護者の役割として、監護する青少年が「インターネットを適切に活用する能力」を習得するよう努めるとともに、年齢や活用する能力に応じて、利用状況の把握やフィルタリングによる有害情報の制限等、インターネット利用環境の整備が追記されています。</u>このように、インターネットに関する問題の改善に向けては、児童生徒はもとより、周囲の大人に対してもインターネットの適正な利用について、啓発していく必要があります。 このため、各学校において情報モラル教育を推進するとともに、インターネットの適正な利用に向けた児童生徒の主体的な取組を促進します。また、保護者に対する啓発も強化することにより、学校・家庭・地域におけるインターネットの適正利用のためのルールづくりなどを県民運動として推進します。 【主な取組】 ① (略)	【課題】 (略) 【概要】 小・中・高校生のスマートフォン等の所持率が急速に高まる中、長時間の使用により学習習慣や生活習慣が乱れたり、ネットを介したいじめや犯罪が増加するなど、インターネットの不適正な利用に伴うさまざまな問題が深刻化しつつあります。<u>高知県青少年保護育成条例の改定においても、フィルタリングによる有害情報の制限等、インターネット利用環境の整備が追記されています。</u>このように、インターネットに関する問題の改善に向けては、児童生徒はもとより、周囲の大人に対してもインターネットの適正な利用について、啓発していく必要があります。 このため、各学校において情報モラル教育を推進するとともに、インターネットの適正な利用に向けた児童生徒の主体的な取組を促進します。また、保護者に対する啓発も強化することにより、学校・家庭・地域におけるインターネットの適正利用のためのルールづくりなどを県民運動として推進します。 【主な取組】 ① (略)	
2 「知」の課題・対策	2 「知」の課題・対策	
【課題】 (略)	【課題】 (略)	

新	旧	備考
対策2-(1)(略)	対策2-(1)(略)	
対策2-(2) 厳しい環境にある子どもの学びの場へのいざない	対策2-(2) 厳しい環境にある子どもの学びの場へのいざない	
【概要】 (略) 【主な取組】 ① (略) ②不登校の児童生徒や、学齢期にさまざまな事情で義務教育を受けることができなかった方々に学習の機会を提供するための中学校夜間学級の設置に向けて、体験学校を県内各地で開催し、地域ごとに広報やニーズの把握に努めるとともに、市町村代表や有識者等による検討委員会において、設置場所や運営方法等に関する検討を進めます。	【概要】 (略) 【主な取組】 ① (略) ②不登校の児童生徒や、学齢期に様々な事情で義務教育を受けることができなかった方々に学習の機会を提供するために、<u>中学校夜間学級設置の具体化に向けた検討を進めます。</u>	改訂のポイント6 夜間中学
3 「徳」の課題・対策	3 「徳」の課題・対策	
【課題】 (略)	【課題】 (略)	
対策3-(1)(略)	対策3-(1)(略)	
対策3-(2) 専門人材、専門機関との連携強化	対策3-(2) 専門人材、専門機関との連携強化	
【概要】 (略) 【主な取組】 ① (略)	【概要】 (略) 【主な取組】 ① (略)	

新	旧	備考
②県内の教育相談の中核機関である心の教育センターに、高度な専門性を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、学校生活での悩みや家庭における問題など子どもたちが抱える教育課題に関する相談を一元的に受理するとともに、学校や関係機関との連携のもとで課題の解決まで寄り添うワンストップ&トータルな支援を行います。 ③～⑦ (略) ⑧各学校において児童生徒の不登校の要因や状況に応じたきめ細かく柔軟な支援が行われるよう、スクールカウンセラーや指導主事等で構成する「不登校対策チーム」が各学校を訪問し、校内支援会を中心とした組織的な支援体制の強化や不登校の未然防止・早期対応の取組の充実に向けた指導・助言を行います。 ⑨県の「不登校対策チーム」と高知市教育委員会が配置する「不登校対策アドバイザー」が連携しながら、同市内の学校を定期的に訪問して、組織的な不登校対策について指導・助言を行います。 ⑩児童生徒の状況に応じた適時適切な支援が行われるよう、各学校において専門人材を活用した効果的な校内支援会を実施するとともに、必要に応じて心の教育センターやその他の関係機関と連携して児童生徒の支援を行う仕組みづくりを推進します。	②県内の教育相談の中核機関である心の教育センターに、高度な専門性を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを新たに配置し、学校生活での悩みや家庭における問題など子どもたちが抱える教育課題に関する相談を一元的に受理するとともに、学校や関係機関との連携のもとで課題の解決まで寄り添うワンストップ&トータルな支援を行います。 ③～⑦ (略)	改訂のポイント5 不登校対策 不登校対策チーム 改訂のポイント5 不登校対策 不登校対策チームと 高知市アドバイザー との連携
4 「体」の課題・対策 (略)	4 「体」の課題・対策 (略)	
5 就学前における課題・対策	5 就学前における課題・対策	
【課題】 (略)	【課題】 (略)	

新	旧	備考
対策5-(1) 保育者の親育ち支援力の強化 【概要】 保育所・幼稚園等において、子どもを育てる親の力を高める親育ち支援の必要性は浸透してきているものの、子どもへの関わり方が<u>適切でない</u>保護者や、子育てに不安や悩みを抱えている保護者に対して、適切な支援が十分には行われていない現状があります。 このため、日常的・継続的な親育ち支援が行えるよう、市町村の課題に応じた研修会等を実施する中核となる保育者や、園内の親育ち支援を推進する担当者（親育ち支援担当者）を中心に組織的な取組を促進し、保育者の親育ち支援力の向上を図ります。 【主な取組】 ①保育所・幼稚園等において、多様化・複雑化する保護者の不安や悩みに対し保護者に寄り添った適切な支援が行われるようにするため、管理職のリーダーシップのもと、親育ち支援担当者を中心に保育所・幼稚園等がチームとして親育ち支援に取り組むための体制づくりを促進します。 ②保育者が、保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などについて理解を深め、<u>組織的・計画的に支援を行うことができるよう、市町村単位等による保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させます。</u> ③親育ち支援の中核となる保育者の資質の向上を図るとともに、地域の課題に応じた研修を実施するなど、<u>地域内で学べる仕組みづくりを支援します。</u>また、その学びを基に、中核となる保育者の支援のもと、全ての保育所・幼稚園等において<u>親育ち支援担当者による園内の保育者を対象とした研修を行うことを促進します。</u>	対策5-(1) 保育者の親育ち支援力の強化 【概要】 保育所・幼稚園等において、子どもを育てる親の力を高める親育ち支援の必要性は浸透してきているものの、子どもへの関わり方が<u>分からない</u>保護者や、子育てに不安や悩みを抱えている保護者に対して、適切な支援が十分には行われていない現状があります。 このため、日常的・継続的に親育ち支援を行うことができるよう、保育者の親育ち支援力の向上を図ります。 【主な取組】 ①保育所・幼稚園等において、多様化・複雑化する保護者の不安や悩みに対し保護者に寄り添った適切な支援が行われるようにするため、管理職のリーダーシップのもと、保育所・幼稚園等がチームとして親育ち支援に取り組むための体制づくりを促進します。 ②保育者が、<u>親育ち支援の必要性や保護者への関わり方などについて理解を深め、保護者に対して日常的・継続的に支援を行うことができるよう、保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させます。</u>また、<u>より多くの保育者が研修に参加できるよう、市町村単位による研修を実施するとともに、代替保育者の確保について支援します。</u> ③保育所・幼稚園等における親育ち支援の中核となる保育者の資質の向上を図るとともに、その保育者が役割を十分果たすことができるよう研修等を充実させます。また、<u>中核となる保育者同士が情報交換や地域の課題に応じた研修を実施するなど、地域ブロック内で交流を深める取組を支援し、交流を通して培われた知見を基に、全ての保育所・幼稚園等において中核となる保育者が園内の保育者を対象に研修を行うことを促進します。</u>	

新	旧	備考
対策5-(2) 保護者の子育て力向上のための支援の充実	対策5-(2) 保護者の子育て力向上のための支援の充実	
【概要】 (略) 【主な取組】 ①保育所・幼稚園等において、<u>親育ち支援担当者を中心に良好な親子関係</u>や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めるための講話やワークショップを開催し、保護者の子育て力の向上を図ります。また、講話や行事等への保護者の参加を促進するため、講話等を就学時健診の機会をとらえて実施するなど参加しやすい環境を整えるとともに、保育者と保護者の円滑なコミュニケーションや相互理解をより深める取組を推進します。 ② (略)	【概要】 (略) 【主な取組】 ①保育所・幼稚園等において、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めるための講話やワークショップを開催し、保護者の子育て力の向上を図ります。また、講話や行事等への保護者の参加を促進するため、講話等を就学時健診の機会をとらえて実施するなど参加しやすい環境を整えるとともに、保育者と保護者の円滑なコミュニケーションや相互理解をより深める取組を推進します。 ② (略)	
対策5-(3) (略)	対策5-(3) (略)	

基本方向3 就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる

新	旧	備考
【基本方向説明】 (略) 【課題】 ・保育所保育指針・幼稚園教育要領の改訂(定)を踏まえて保育所・幼稚園等において育みたい資質・能力の実現に向けた保育・教育実践が全ての園で求められています。 ・就学前と小学校の教育の違いが教員や保育者に十分に認識されておらず、<u>保幼小の連携・接続が十分に行われていません。</u> ・発達障害等の特別な支援が必要な乳幼児の増加や障害の多様化により、専門的な教育・保育が求められています。	【基本方向説明】 (略) 【課題】 ・保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえて保育所・幼稚園等<u>で実践すべき具体的な指導方法が明確にされていません。</u> ・就学前と小学校の教育の違いが教員や保育者に十分に認識されておらず、<u>小1プロブレムが発生しています。</u> ・発達障害等の特別な支援が必要な乳幼児の増加や障害の多様化により、専門的な教育・保育が求められています。	
対策(1)(略)	対策(1)(略)	
対策(2) 保育所・幼稚園等での組織力・実践力の向上に向けた組織マネジメント力の強化	対策(2) 保育所・幼稚園等での組織力・実践力の向上に向けた組織マネジメント力の強化	
【概要】 (略) 【主な取組】 ①管理職が明示する園の経営方針や教育・保育目標を全職員が共有した上で、<u>保育所保育指針等に基づいた教育・保育がチームとして実践されるとともに、よりよい実践につなげる改善のサイクルを構築できるよう、園評価に関する説明会の実施や幼保支援アドバイザーや指導主事による訪問指導等を充実させます。</u>	【概要】 (略) 【主な取組】 ①管理職が明示する園の経営方針や教育・保育目標を全職員が共有した上で、<u>ガイドラインに基づいた教育・保育がチームとして実践されるよう、幼保支援アドバイザーや指導主事による訪問指導等を充実させます。</u>	

新	旧	備考
② (略)	② (略)	
対策(3)(略)	対策(3)(略)	
対策(4) 保幼小の円滑な接続の推進	対策(4) 保幼小の円滑な接続の推進	
【概要】 教育内容や指導方法が異なる就学前の教育と小学校教育との間において、子どもの発達や学びを円滑に接続するためには、保育所・幼稚園等と小学校とが連携し、組織的に対応することが重要です。 このため、市町村教育委員会や保育所・幼稚園等及び小学校が保幼小の円滑な接続に組織的に取り組むことができるよう、各地域における保幼小接続期カリキュラム等の作成を促進するとともに、その実践を支援します。 ①「高知県保幼小接続期実践プラン」に基づく実践の在り方について、小学校教員、保育所・幼稚園等の保育者、市町村教育委員会の指導事務担当者を対象とした研修会を開催するとともに、保幼小の連絡会や交流活動の実施により、共通認識を深め、各地域の実態に応じた接続期カリキュラム等が実践されるよう支援します。あわせて、モデル地域における取組を支援し、その成果を全ての地域に周知します。 ② (略)	【概要】 教育内容や指導方法が異なる就学前の教育と小学校教育との間において、子どもの発達や学びを円滑に接続するためには、保育所・幼稚園等と小学校とが連携し、組織的に対応することが重要です。 このため、市町村教育委員会や保育所・幼稚園等及び小学校が保幼小の円滑な接続に組織的に取り組むことができるよう、<u>市町村の保幼小接続期実践プラン</u>の作成を促進するとともに、その実践を支援します。 ①「高知県保幼小接続期実践プラン」について、小学校教員、保育所・幼稚園等の保育者、市町村教育委員会の指導事務担当者を対象とした<u>説明会</u>を開催するなど、各地域の実態に応じた<u>接続期実践プラン</u>の作成を促進するとともに、その実践を支援します。 ② (略)	改訂のポイント7 保幼小連携・接続
対策(5)(略)	対策(5)(略)	

基本方向4 県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る

新	旧	備考
【基本方向説明】 (略) 【課題】 (略)	【基本方向説明】 (略) 【課題】 (略)	
対策(1) 県と市町村教育委員会との連携・協働の推進	対策(1) 県と市町村教育委員会との連携・協働の推進	
【概要】 (略) 【主な取組】 ①～② (略) ③県内の児童生徒の約半数を抱える高知市の小・中学校の学力向上の取組を推進するため、県教育委員会と高知市教育委員会との情報共有・協議の場を設けるとともに、<u>県・市がより一層連携して、高知市内の小・中学校に対する訪問指導体制を強化します。</u>	【概要】 (略) 【主な取組】 ①～② (略) ③県内の児童生徒の約半数を抱える高知市の小・中学校の学力向上の取組を推進するため、県教育委員会と高知市教育委員会との情報共有・協議の場を設けるとともに、<u>県・市が協働して学校を指導・支援する体制を整えます。</u>	改訂のポイント1 学力向上に向けた高知市との連携強化
対策(2) 教育的風土の醸成に向けた取組の推進	対策(2) 教育的風土の醸成に向けた取組の推進	
【概要】 (略) 【主な取組】 ①県民が本県教育の現状について知り、考えるきっかけをつくるため、県が行う広報や啓発活動・関連行事に加えて、<u>市町村における取組の周知・広報や市町村・学校単位で行われる行事での教育の日のPR等の取組を推進します。</u>	【概要】 (略) 【主な取組】 ①県民が本県教育の現状について知り、考えるきっかけをつくるため、県が行う広報や啓発活動・関連行事に加えて、<u>市町村と県との連携行事や市町村・学校単位で行われる行事での教育の日のPR、市町村における教育データの公表等の取組を推進します。</u>	

基本方向5 安全・安心で質の高い教育環境を実現する

新	旧	備考
【基本方向説明】 学校等における自然災害や事件・事故の危険から子どもたちの命を守り抜くため、南海トラフ地震に備えた施設等の整備や防災教育を推進します。また、新しい時代に対応した質の高い学びを子どもたちに保障していくため、県立学校の再編振興、校種間の連携・協働、教育の情報化などの教育環境の整備を進めます。 【課題】 ・南海トラフ地震の発生による大きな被害が予想されています。 ・<u>登下校時の交通事故が多いことから、より安全で適正な自転車の利用が求められています。</u> ・<u>猛暑により学校における熱中症が増加しており、教室等に冷房設備の設置が求められています。</u> ・築年数が40年を超える学校施設が多く、老朽化が問題となっています。 ・児童生徒数の減少に伴い、学校の活力の低下が懸念されます。 ・特別支援学校の教育的ニーズが多様化しています。 ・各校種間の接続部分で円滑な接続ができていないことなどにより、小1プロブレムや中1ギャップ等の問題が発生しています。 ・社会・経済のあらゆる分野で急速に進展している情報化への対応が求められています。	【基本方向説明】 学校等における自然災害や事件・事故の危険から子どもたちの命を守り抜くため、南海トラフ地震に備えた施設等の整備や防災教育を推進します。また、新しい時代に対応した質の高い学びを子どもたちに保障していくため、県立学校の再編、校種間の連携・協働、教育の情報化などの教育環境の整備を進めます。 【課題】 ・南海トラフ地震の発生による大きな被害が予想されています。 ・築年数が40年を超える学校施設が多く、老朽化が問題となっています。 ・児童生徒数の減少に伴い、学校の活力の低下が懸念されます。 ・<u>障害の重度・重複化等が進み、特別支援学校の教育的ニーズが多様化しています。</u> ・各校種間の接続部分で円滑な接続ができていないことなどにより、小1プロブレムや中1ギャップ等の問題が発生しています。 ・社会・経済のあらゆる分野で急速に進展している情報化への対応が求められています。	

新	旧	備考
対策（１）南海トラフ地震等の災害や事故等に備えた取組の推進	対策（１）南海トラフ地震等の災害に備えた取組の推進	
【概要】 南海トラフ地震が発生した際には、本県に甚大な被害がもたらされることが懸念されています。また、台風・大雨や土砂災害などの気象災害の発生に加え、猛暑による熱中症や登下校時の交通事故の増加など、学校を取り巻く環境が変化しています。こうした自然災害等による被害を最小限に止め、子どもたちの命を守り抜くためには、ハード・ソフトの両面から安全・安心を確保する対策を講じる必要があります。 このため、学校施設等の耐震化の促進や教育環境の改善、子どもの発達段階に応じた系統的な防災教育の推進など、南海トラフ地震等の災害や事故等に備えた取組を一層推進します。 【主な取組】 ①学校等の施設内における子どもたちの安全・安心を確保するため、県立学校、公立小・中学校、保育所・幼稚園等の耐震化等の促進や高台移転のための財政支援等により、自然災害に強い学校施設等を整備します。その際、発災時には倒壊により避難経路を塞ぐおそれのあるコンクリートブロック塀の改修や、地域の避難所にもなる学校体育館の天井落下防止対策及びガラス飛散防止対策、教室等への空調設備の整備も含めて取り組みます。また、登下校時の自転車の安全で適正な利用の促進に取り組みます。 ② (略)	【概要】 南海トラフ地震が発生した際には、本県に甚大な被害がもたらされることが懸念されています。また、台風・大雨や土砂災害などの気象災害による被害も繰り返して発生しています。こうした自然災害による被害を最小限に止め、子どもたちの命を守り抜くためには、ハード・ソフトの両面から安全・安心を確保する対策を講じる必要があります。 このため、学校施設等の耐震化の促進や子どもの発達段階に応じた系統的な防災教育の推進など、南海トラフ地震等の災害に備えた取組を一層推進します。 【主な取組】 ①学校等の施設内における子どもたちの安全・安心を確保するため、県立学校、公立小・中学校、保育所・幼稚園等の耐震化等の促進や高台移転のための財政支援等により、自然災害に強い学校施設等を整備します。その際、発災時には倒壊により避難経路を塞ぐおそれのあるコンクリートブロック塀の改修や、地域の避難所にもなる学校体育館の天井落下防止対策及びガラス飛散防止対策も含めて取り組みます。 ② (略)	
対策（２）(略)	対策（２）(略)	

新	旧	備考
対策（３）教育の質の維持・向上を図る視点に立った学校の再編振興の推進	対策（３）教育の質の維持・向上を図る視点に立った学校の再編の推進	
【概要】 社会のグローバル化や情報化の進展、産業構造の変化や雇用形態の多様化が全国的に進んでいることに加え、本県においては、全国に先行して人口減少が進んでおり、近い将来、南海トラフ地震が発生することも予測されています。このような社会環境のもと、高等学校教育においては、教育内容等の充実と、安心して学べる教育環境の整備に取り組んでいくことが必要となっています。 このため、平成 26 年 10 月に策定した「県立高等学校再編振興計画」及び平成 30 年 12 月に策定した同計画の「後期実施計画」に基づき、キャリア教育の充実や、生徒数の減少に対応するための適正な学校規模の維持と適切な配置、次代を担う人材を育てる教育環境の整備等を推進します。こうした取組を通して、各校の特色を生かしながら、高等学校教育の質の維持・向上を図ります。 また、特別支援教育については、平成 28 年 5 月に策定した「高知県立特別支援学校再編振興計画」に基づき、病弱特別支援学校における教育的ニーズの多様化に対応するための再編振興の取組を推進します。<u>あわせて、知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、将来を見据えながら、教育環境の改善に向けた対策を検討します。</u> 【主な取組】 ①高等学校教育の充実及び生徒が安心して学べる教育環境の整備に向けて、「県立高等学校再編振興計画」及び同計画の「後期実施計画」に基づき、県内の全ての県立高等学校について、<u>学校の振興に向けた新たな取組</u>を明確にし、教育活動の中に主体的・自主的で深い学びの手法をこれまで以上に取り入れながら、地域と連携した課題探究に取り組むなど、各校の特色を生かした取組の充実を図ります。 また、<u>I C T の活用による中山間地域の高等学校の教育の充実を図るとともに</u>、統合を行う学校については、統合によるメリットを最大限に引き出すよう、グローバル教育の先進的な取組を導入したり、生徒一人一人の進路実現に向けた支援を充実させ、地域の拠点校としての魅力化を図るなど、教育内容の充実と施設設備の整備を推進します。	【概要】 社会のグローバル化や情報化の進展、産業構造の変化や雇用形態の多様化が全国的に進んでいることに加え、本県においては、全国に先行して人口減少が進んでおり、近い将来、南海トラフ地震が発生することも予測されています。このような社会環境のもと、高等学校教育においては、教育内容等の充実と、安心して学べる教育環境の整備に取り組んでいくことが必要となっています。 このため、平成 26 年 10 月に策定した「県立高等学校再編振興計画」に基づき、キャリア教育の充実や、生徒数の減少に対応するための適正な学校規模の維持と適切な配置、次代を担う人材を育てる教育環境の整備等を推進します。こうした取組を通して、各校の特色を生かしながら、高等学校教育の質の維持・向上を図ります。 また、特別支援教育については、平成 28 年 5 月に策定した「高知県立特別支援学校再編振興計画」に基づき、病弱特別支援学校における教育的ニーズの多様化に対応するための再編振興の取組を推進します。 【主な取組】 ①高等学校教育の充実及び生徒が安心して学べる教育環境の整備に向けて、「県立高等学校再編振興計画」に基づき、県内の全ての県立高等学校について、<u>学校の在り方を明確にし</u>、教育活動の中に主体的・自主的で深い学びの手法をこれまで以上に取り入れながら、地域と連携した課題探究に取り組むなど、各校の特色を生かした取組の充実を図ります。 また、統合を行う学校については、統合によるメリットを最大限に引き出すよう、グローバル教育の先進的な取組を導入したり、生徒一人一人の進路実現に向けた支援を充実させ、地域の拠点校としての魅力化を図るなど、教育内容の充実と施設設備の整備を推進します。	改訂のポイント 8 高等学校再編振興計画 後期実施計画

新	旧	備考
②病弱特別支援学校において、慢性疾患の児童生徒数の減少、心身症等のある児童生徒数の増加に伴う教育的ニーズの多様化に対応するため、「高知県立特別支援学校再編振興計画」に基づき、再編振興への取組を推進します。また、知的特別支援学校において児童生徒数が増加し、施設が狭隘化している状況などについて、関係市町村とも連携を図りながら、将来を見据えた改善・解消の方策を検討し、安全・安心な教育環境の実現に取り組めます。	②病弱特別支援学校において、慢性疾患の児童生徒数の減少、心身症等のある児童生徒数の増加に伴う教育的ニーズの多様化に対応するため、「高知県立特別支援学校再編振興計画」に基づき、再編振興への取組を推進します。	
対策（４）中山間地域の教育力向上や活性化に向けた取組の推進※新設		
【概要】 中山間地域において、それぞれの学校が立地する地域の実態やニーズ、各市町村のまちづくり・人づくりのビジョンなども踏まえた魅力ある教育を展開し、高知県に誇りを持ち、本県のために活躍・貢献できる人材育成と、自らが望むより良い人生を切り拓き、歩んでいくための力を育む教育を展開することが求められています。 このため、義務教育学校等、次世代の特色ある学校づくりを推進することにより、中山間地域の教育振興を図るとともに、小規模校や複式校の教員の授業力の向上及び児童生徒の学力の向上を目指します。 また、高等学校においては、ＩＣＴを活用した中山間地域の教育環境の整備や部活動の充実、地域との連携強化による取組を推進していくことにより、魅力と特色ある学校づくりを目指します。 【主な取組】 ①義務教育学校等、次世代の特色ある学校づくりを目指す市町村に対して、人的・財政的支援を行うことにより、中山間地域の活性化を図るとともに、開かれた教育課程の実現を目指します。		改訂のポイント 8 高等学校再編振興計画 後期実施計画 中山間

新	旧	備考
②中山間地域の小規模な高等学校全てに教育センターをハブ（配信拠点）とした遠隔授業システムを構築し、放課後や長期休業中等における進学指導講座、受講者が少ないなどの事情で開講できなかった授業科目の開講、資格試験や学び直しの授業など、都市部の学校と同等の教育を受けられるようICT環境の整備を計画的に進めます。 ③中山間地域の高等学校の部活動の充実・強化のため、優秀な指導者の招へいや練習環境の整備を進めます。また、地元の市町村や企業と連携して地域の課題解決に取り組む学習を推進するなど、その地域ならではの教育内容の充実を図ります。さらに、市町村において地域の活性化や教育力向上のために、中山間地域の高等学校を有効に活用しようという検討が行われており、こうした市町村の取組についても支援していきます。		
対策（５）校種間の連携・協働の推進	対策（４）校種間の連携・協働の推進	
【概要】 （略） 【主な取組】 ①～⑤ （略） （削除）	【概要】 （略） 【主な取組】 ①～⑤ （略） ⑥各市町村が地域の実情に応じて主体的に実施する校種間の連携を推進するための取組を教育版「地域アクションプラン」に位置付け、人的及び財政的な支援を行います。	

新	旧	備考
⑥教員に異なる校種の教育を経験させることにより、子どもの発達段階を踏まえた指導方法についての理解を深めるため、校種間の人事交流を推進します。	⑦教員に異なる校種の教育を経験させることにより、子どもの発達段階を踏まえた指導方法についての理解を深めるため、校種間の人事交流を推進します。	
対策（6）教育の情報化の推進	対策（5）教育の情報化の推進	
【概要】 社会・経済の情報化が急速に進む中、学校では、社会に出た時に最低限必要となる情報活用能力を児童生徒に確実に身に付けさせることが必要です。 授業等においてＩＣＴを活用することは、学習内容に対する児童生徒の興味・関心を高めたり理解を深めたりする上で効果があります。また、校務の情報化は、教職員が児童生徒の情報を共有した上でよりきめ細かな指導を行うことや、校務の負担軽減により教職員が児童生徒と向き合う時間を確保することにつながります。 こうしたことから、各学校における情報教育や授業等におけるＩＣＴの効果的な活用を推進するため、教員のＩＣＴ活用能力の向上を図るとともに、学校における校務の情報化を推進するため、校務支援システムの整備や県立学校におけるＬＡＮシステムの情報セキュリティ強化対策等を推進します。 【主な取組】 ①教員のＩＣＴ活用能力等を育成するため、授業におけるＩＣＴの活用や情報モラル等に関する研修を実施します。また、学校における情報モラル教育の充実を図り、児童生徒をネットトラブルから守るため、各教科等の中での情報モラル教育の実践事例を紹介した教材の活用を推進します。	【概要】 社会・経済の情報化が急速に進む中、学校では、社会に出た時に最低限必要となる情報活用能力を児童生徒に確実に身に付けさせることが必要です。 授業等においてＩＣＴを活用することは、学習内容に対する児童生徒の興味・関心を高めたり理解を深めたりする上で効果があります。また、校務の情報化は、教職員が児童生徒の情報を共有した上でよりきめ細かな指導を行うことや、校務の負担軽減により教職員が児童生徒と向き合う時間を確保することにつながります。 こうしたことから、各学校における情報教育や授業等におけるＩＣＴの効果的な活用を推進するため、教員のＩＣＴ活用能力の向上を図るとともに、学校における校務の情報化を推進するため、校務支援システムの整備や県立学校におけるＬＡＮシステムの再構築等を推進します。 【主な取組】 ①教員のＩＣＴ活用能力等を育成するため、<u>初任者研修において対象者全員に</u>、授業におけるＩＣＴの活用や情報モラル等に関する研修を実施します。また、学校における情報モラル教育の充実を図り、児童生徒をネットトラブルから守るため、各教科等の中での情報モラル教育の実践事例を紹介した教材の活用を推進します。	

新	旧	備考
②県立学校の情報通信基盤である校内LAN及び県立学校で使用するコンピュータや情報資産を安全かつ確実に管理するための基幹情報システムへの接続経路を更に細分化し、より強固なセキュリティ対策を実施するなど、学校のICT環境の充実にに向けた整備を計画的に進めます。 ③市町村立学校における校務支援システムの運用に向けて、県教育委員会と市町村とで校務支援システムの導入に係る効果や課題等について協議を行いながら、今後2年間で全ての市町村に校務支援システムを導入します。 ④研究指定校を拠点として、プログラミング教育のねらいや授業の展開例等を示したモデルカリキュラムを作成し、各学校に周知します。また、各学校において推進役となる情報教育担当者に対する研修会や、広く県内の教員を対象とした、研究指定校における研究会や公開授業、シンポジウムの開催などを通して、プログラミング教育の各学校への円滑な導入に取り組みます。	②県立学校の情報通信基盤である校内LAN及び県立学校で使用するコンピュータや情報資産を安全かつ確実に管理するための基幹情報システムを再構築するなど、学校のICT環境の充実にに向けた整備を計画的に進めます。 ③市町村立学校における校務支援システムの導入に向けて、県教育委員会と市町村とで校務支援システムの導入に係る効果や課題等について協議を行う場を設け、検討を進めます。	改訂のポイント3 教員の働き方改革

基本方向7 社会の期待に応えるため大学の魅力を高める

新	旧	備考
【基本方向説明】 (略) 【課題】 (略)	【基本方向説明】 (略) 【課題】 (略)	
対策(1)	対策(1)	
(略)	(略)	
対策(2)「学び続ける」社会の実現に向けた学び直しの機能の強化	対策(2)「学び続ける」社会の実現に向けた学び直しの機能の強化	
【概要】 誰もが学び続け、夢や志に挑戦できる社会の実現に向け、大学における学び直しの機能を拡充し、社会人の学びを支援します。 また、地域や産業を支える人づくりに向け、起業等を目指す人材育成のためのビジネス研修をはじめ、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの充実・強化を図ります。 【主な取組】 (略)	【概要】 誰もが学び続け、夢や志に挑戦できる社会の実現に向け、大学における学び直しの機能を拡充し、社会人の学びを支援します。 また、地域や産業を支える人づくりに向け、起業を目指す人材養成のためのビジネス研修をはじめ、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの充実・強化を図ります。 【主な取組】 (略)	
対策(3)	対策(3)	
(略)	(略)	

基本方向8 生涯にわたって学び続ける環境をつくる

新	旧	備考
【基本方向説明】 (略) 【課題】 (略)	【基本方向説明】 (略) 【課題】 (略)	
対策(1) 生涯学習の推進体制の再構築	対策(1) 生涯学習の推進体制の再構築	
【概要】 (略) 【主な取組】 ① (略) ②県民の多様な生涯学習ニーズに対応し、県民の学びを次の学びへとつなげていくため、<u>市町村や民間・大学等と連携し、生涯学習に関する情報提供機能の強化を図ります。</u>	【概要】 (略) 【主な取組】 ① (略) ②県民の多様な生涯学習ニーズに対応し、県民の学びを次の学びへとつなげていくため、<u>生涯学習機関のネットワーク化を図ることにより、各市町村等が行う生涯学習講座の総合的な情報提供などを行います。</u>	

新	旧	備考
対策（２）新図書館等複合施設を核とした県民の読書環境・情報環境の充実	対策（２）新図書館等複合施設を核とした県民の読書環境・情報環境の充実	
【概要】 図書館は、住民の日常的な学習・文化活動を支援する施設であると同時に、「知」の拠点、情報の拠点として地域の発展に欠かせない施設です。 オーテピア高知図書館は、「地域を支える情報拠点」として、県民の仕事や暮らしに役立ち、併せて県民の読書環境・情報環境の充実・向上を図るため、「オーテピア高知図書館サービス計画」に基づき、図書の貸出し等に加えて、関係機関と連携・協働しながら課題解決を支援するサービスや取組をはじめ、社会状況や県民のニーズの変化等に応じた様々なサービスを実施します。 また、県民がそれぞれの地域で読書し、役立つ情報が得られるよう、市町村立図書館や県立学校等の状況に応じた支援の充実・強化のほか、オーテピア高知図書館の行うサービスの周知などに取り組みます。 【主な取組】 ①県民の知的ニーズに応えるとともに、課題解決を支援するための図書館機能のさらなる充実に向け、司書の専門性の向上や資料の充実、関係機関と連携したサービスの提供等に取り組めます。 ②住む場所にかかわらず、県民が等しく、必要な図書館サービスが受けられるよう、市町村立図書館等への協力貸出や巡回訪問、県立学校等への団体貸出のほか、図書館職員等を対象とした研修を実施するなど、市町村立図書館等に対する支援を行います。 また、図書館が実施している様々なサービスについて、ホームページやブログなどを活用し、周知を図ります。	【概要】 図書館は、住民の日常的な学習・文化活動を支援する施設であると同時に、「知」の拠点、情報の拠点として地域の発展に欠かせない施設です。 平成30年7月に開館するオーテピア高知図書館には、「地域を支える情報拠点」として、県民の仕事や暮らしに役立ち、併せて県民の読書環境・情報環境を充実・向上させていくことが求められています。 このため、「オーテピア高知図書館サービス計画」に基づき、図書の貸出し等に加えて、関係機関と連携・協働しながら、課題解決支援サービスをはじめ、様々なサービスを実施していきます。 また、県内の図書館の利用拡大に向け、遠方からでも市町村立図書館等を通じて県立図書館の本を利用できることや、一般的には購入が難しい高額な専門図書やデータベースが利用できることなど、県立図書館が実施しているサービスについて周知を図ります。併せて、県民がそれぞれの地域で、読書をし、役立つ情報が得られる環境を整えていくため、市町村立図書館等の充実・強化に向けた支援を行います。 【主な取組】 ①県民の知的ニーズに応えるとともに、課題解決を支援するための図書館機能の充実に向け、研修等の充実による司書の専門性の向上や専門機関との関係づくりなどに取り組めます。また、データベースや電子書籍の提供など新図書館で行うサービスを開館前から実施します。 ②ホームページ等を活用した情報発信や出前図書館等を通じて県立図書館の提供するサービスの周知を図ります。また、市町村立図書館等への協力貸出や市町村職員を対象とした研修を実施することなどにより、市町村立図書館等に対する支援を行います。	

新	旧	備考
③子どもに小さい頃から読書に親しむ習慣を身に付けてもらうため、「高知県子ども読書活動推進計画」に基づき、乳幼児期から本に触れる機会の提供や、読書の魅力を発信する読書ボランティアの養成などを行います。 ④県内全域の図書館振興に向け、市町村教育長との協議や「高知縣市町村立図書館振興協議会」の開催など「高知県図書館振興計画」に基づく取組を着実に進めます。	③「高知県子ども読書活動推進計画」及び「図書館振興計画」の策定を通じて、子どもたちの読書習慣の定着や、県民全体の読書環境・情報環境等の一層の充実・活性化を図るための総合的な施策を検討し、推進していきます。 また、子どもに小さい頃から読書に親しむ習慣を身に付けてもらうため、乳幼児期から本に触れる機会の提供や、読書の魅力を発信する読書ボランティアの養成などを行います。	
対策（３）子どもも大人も学び合う地域づくり	対策（３）子どもも大人も学び合う地域づくり	
【概要】 （略） 【主な取組】 ① （略） ②より多く、より幅広い層の地域住民や団体等により主体的に学校における子どもたちの育ちに関わっていただくため、定期的に地域住民等と学校とが話し合う場を学校区ごとに設置し、地域の方々により深く子どもたちの現状を知っていただくとともに、地域の声を学校の活動に反映させる形をつくることで、地域と学校がパートナーとして子どもたちを見守り育てる「地域学校協働本部」の活動を推進していきます。	【概要】 （略） 【主な取組】 ① （略） ②より多く、より幅広い層の地域住民や団体等により主体的に学校における子どもたちの育ちに関わっていただくため、定期的に地域住民等と学校とが話し合う場を学校区ごとに設置し、地域の方々により深く子どもたちの現状を知っていただくとともに、地域の声を学校の活動に反映させる形をつくることで、「学校地域支援本部」の活動を、地域と学校がパートナーとして子どもたちを見守り育てる「地域学校協働本部」の活動へと展開していきます。	

新	旧	備考
③～⑤ (略) ⑥自然体験や環境学習を推進する指導者を学校や青少年育成団体等の求めに応じて派遣します。	③～⑤ (略) ⑥自然体験や環境学習を推進する指導者を<u>養成し</u>、学校や青少年育成団体等の求めに応じて派遣します。	
対策（４）「学び続ける」社会の実現に向けた学び直しの機能の強化	対策（４）「学び続ける」社会の実現に向けた学び直しの機能の強化	
【概要】 誰もが学び続け、夢や志に挑戦できる社会の実現に向け、大学における学び直しの機能を拡充し、社会人の学びを支援します。 また、地域や産業を支える人づくりに向け、起業等を目指す人材育成のためのビジネス研修をはじめ、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの充実・強化を図ります。 【主な取組】 ①～② (略)	【概要】 誰もが学び続け、夢や志に挑戦できる社会の実現に向け、大学における学び直しの機能を拡充し、社会人の学びを支援します。 また、地域や産業を支える人づくりに向け、起業を目指す人材<u>養成</u>のためのビジネス研修をはじめ、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの充実・強化を図ります。 【主な取組】 ①～② (略)	

<その他（基本方向１～８）>

下記については、国の事業名称等の変更に伴い、標記を変更して記載しています。

- ・「生徒指導上の諸問題」 → 「生徒指導上の諸課題」
- ・「学校支援地域本部」 → 「地域学校協働本部」
- ・「放課後子ども総合プラン」 → 「新・放課後子ども総合プラン」

基本方向 10 スポーツの振興を図る

新	旧	備考
【基本方向説明】 (略)	【基本方向説明】 (略)	
1 スポーツ参加の拡大	1 スポーツ参加の拡大	
【課題】 - 子どもたちの運動習慣が十分に定着していません。 - 成人の週1回以上のスポーツ実施率は4割程度に留まっており、特に、働き盛りの年代や子育て世代のスポーツ実施率が他の年代に比べて低い傾向にあります。 - 性別や年代などによる様々な課題や地域住民の多様なニーズに応じたスポーツ環境が十分に整っていません。 - 障害者スポーツを取りまとめる組織体制が十分ではない状況にあるとともに、障害者が身近な地域で、気軽にスポーツ活動を行うことができる機会が少ない状況がみられます。 - 中山間・過疎地域においては、スポーツに携わる方々が少なくなる傾向にあるため、地域住民の多様なニーズに応じたスポーツ活動が広がりにくく、スポーツ活動の状況に地域差が生じています。 - 自然環境を生かした新たなイベントの開催や大規模大会の開催が少ない状況がみられます。 - 地域のスポーツ施設が十分に整備されていない状況がみられます。 - 競技者、指導者、研究者、施設等のスポーツ資源の活用については、保有する各々の組織内で完結している場合が多く、効果的な活用が十分にされていない状況がみられます。 - 県民にスポーツ情報が十分に届いていない状況がみられます。	【課題】 - 子どもたちの運動習慣が十分に定着していません。 - 成人の週1回以上のスポーツ実施率は4割程度に留まっており、特に、働き盛りの年代や子育て世代のスポーツ実施率が他の年代に比べて低い傾向にあります。 - 性別や年代などによる様々な課題や地域住民の多様なニーズに応じたスポーツ環境が十分に整っていません。 - 障害者スポーツを取りまとめる組織体制が十分ではない状況にあるとともに、障害者が身近な地域で、気軽にスポーツ活動を行うことができる機会が少ない状況がみられます。 - 中山間・過疎地域においては、スポーツに携わる方々が少なくなる傾向にあるため、地域住民の多様なニーズに応じたスポーツ活動が広がりにくく、スポーツ活動の状況に地域差が生じています。 - 自然環境を生かした新たなイベントの開催や大規模大会の開催が少ない状況がみられます。 - 地域のスポーツ施設が十分に整備されていない状況がみられます。 - 競技者、指導者、研究者、施設等のスポーツ資源の活用については、保有する各々の組織内で完結している場合が多く、効果的な活用が十分にされていない状況がみられます。	

新	旧	備考
対策１－（１）新たなスポーツ推進体制による持続可能な地域スポーツの推進 【概要】 地域におけるスポーツ活動は、公的機関をはじめ県体育協会などのスポーツ団体、社会福祉協議会などの福祉団体、さらには指導者などが単独で取り組むことが多い傾向があるため、性別や年代などによる様々な課題や地域住民の多様なニーズ等に応じた対応が十分にできていない状況がみられます。 このため、既存の総合型地域スポーツクラブ等を核として地域のスポーツ活動の拠点「地域スポーツハブ」の育成を進めるとともに、多分野の関係者の連携や市町村の枠を越えた広域の連携による取組を支援することにより、民間活力やノウハウ等を活用したスポーツの産業化を目指し、地域の実情や地域住民の多様なニーズに応じたスポーツ活動の充実を図ります。 また、県民にスポーツ情報が十分に届いていない状況がみられるとともに、スポーツを支える指導者やスポーツ活動の基盤となる施設・設備に関しては、多様なスポーツ活動への対応が求められています。 このため、スポーツ参加の拡大やスポーツ活動の充実に向けて、インターネット等を活用した情報発信の強化や情報収集・情報網の拡大やスポーツ機運を高める取組を行うとともに、多様なスポーツを支える指導者の育成やスポーツ施設・設備の充実を図ります。 【主な取組】 ① (略) ② 1つの市町村では解決できないスポーツ活動の課題を、広域のスポーツ関係者等が連携して解決する「広域スポーツエリアネットワーク」による取り組みを支援します。	対策１－（１）新たなスポーツ推進体制による持続可能な地域スポーツの推進 【概要】 地域におけるスポーツ活動は、公的機関をはじめ県体育協会などのスポーツ団体、社会福祉協議会などの福祉団体、さらには指導者などが単独で取り組むことが多い傾向があるため、性別や年代などによる様々な課題や地域住民の多様なニーズ等に応じた対応が十分にできていない状況がみられます。 このため、既存の総合型地域スポーツクラブ等を核として地域のスポーツ活動の拠点「地域スポーツハブ」の育成を進めるとともに、多分野の関係者の連携による取組を支援することにより、民間活力やノウハウ等を活用したスポーツの産業化を目指し、地域の実情や地域住民の多様なニーズに応じたスポーツ活動の充実を図ります。 【主な取組】 ① (略) ② 1つの市町村では解決できないスポーツ活動の課題を、広域のスポーツ関係者等が連携して解決する「広域スポーツエリアネットワーク」による取り組みを支援します。	

新	旧	備考
③ (略) ④<u>スポーツ現場における指導者に関する多様なニーズに応えられるよう、指導者のリスト化やマッチング、県外指導者の招聘など、スポーツ現場に継続的に指導者を提供する取組を行うとともに、民間クラブチーム等を含めた県内指導者の資質を継続的に高める資格取得・研修の拡充を行います。</u> ⑤<u>スポーツを知る機会を拡充し、スポーツ参加の拡大につなげるため、県民スポーツ月間によるスポーツ機運の醸成を図る取り組みを進めるとともに、インターネット等を活用した情報発信の強化や情報収集・発信網の拡大を進めます。</u> <u>また、スポーツ活動において若者が企画・運営・PRに関わる仕組みづくりを検討します。</u> ⑥<u>誰もが気軽にスポーツに親しむ機会を創出するため、体験型のイベントを開催するとともに、地域スポーツの拠点づくりや県内企業が参加するイベントの開催、スポーツ推進委員によるスポーツ体験会などを支援します。</u> ⑦<u>障害者スポーツ情報を効果的に収集・発信・共有する体制を構築するとともに、特別支援学校を中心に多様な関係者が連携して、在校生、卒業生、地域住民など誰もが参加できるスポーツ機会を提供します。</u> ⑧<u>市町村が行う、地域の特色あるスポーツの競技力向上及びスポーツツーリズムの推進につながる施設整備を支援します。</u>	③ (略)	

新	旧	備考
対策１－（２）ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 【概要】 （略） 【主な取組】 ① 幼児期の運動機会を増やすため、モデル園に運動遊びを専門的に指導できる人材を派遣し、その実践活動の普及を図るとともに、家庭において親子で運動遊びを楽しむことができる教室の開催などの取組を推進します。また、運動遊びコーディネーターを養成するための研修会や「幼児期運動指針」に沿った理論と実技を学ぶことができる研修会の開催などし、運動遊びの指導ができる人材の育成に取り組みますを図ります。 ② <u>誰もが気軽にスポーツに親しむ機会を創出するため、体験型のイベントを開催するとともに、地域スポーツの拠点づくりや県内企業が参加するイベントの開催、スポーツ推進委員によるスポーツ体験会などを支援します。（再掲）</u> ②③ （略） ③④ 運動部活動の指導者の資質向上のための取組や、優秀な外部指導者の招へい、<u>部活動指導員の配置拡大などにより、高知県運動部活動ガイドラインに基づく運動部活動の更なる充実を図ります。</u>	対策１－（２）ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 【概要】 （略） 【主な取組】 ① 幼児期の運動機会を増やすため、モデル園に運動遊びを専門的に指導できる人材を派遣し、その実践活動の普及を図るとともに、家庭において親子で運動遊びを楽しむことができる教室の実施などの取組を推進します。 また、運動遊びコーディネーターを養成するための研修会や「幼児期運動指針」に沿った理論と実技を学ぶことができる研修会の開催など、運動遊びの指導ができる人材の育成に取り組みます。 ② （略） ③ 運動部活動の指導者の資質向上のための取組や、優秀な外部指導者の招へいなどにより、運動部活動の更なる充実を図ります。	

新	旧	備考
⑤<u>地域スポーツハブ等が行う子どもたちが切れ目無くスポーツに親しむことができる環境づくりを支援します。</u> ④⑥ (略) ⑤⑦県老人クラブ連合会が開催する「ろうれんピック」及び高知県社会福祉協議会が開催する「こうちシニアスポーツ交流大会」、「ねんりんピック」への選手派遣の支援を通し、高齢者の健康と生きがいの推進を図ります。	④ (略) ⑤県老人クラブ連合会が開催する「ろうれんピック」及び高知県社会福祉協議会が開催する「こうちシニアスポーツ交流大会」、「ねんりんピック」への選手派遣の支援を通し、高齢者の健康と生きがいの推進を図ります。	
対策１－（３）障害者のスポーツ参加機会の拡充	対策１－（３）障害者のスポーツ参加機会の拡充	
【概要】 (略) 【主な取組】 ①～⑤ (略) ⑥<u>障害者スポーツ情報の効果的な収集・発信・共有体制を構築するとともに、特別支援学校を中心に多様な関係者が連携して、在校生、卒業生、地域住民など誰もが参加できるスポーツ機会を提供します。(再掲)</u>	【概要】 (略) 【主な取組】 ①～⑤ (略)	

新	旧	備考
対策１－（４）中山間地域におけるスポーツ活動の充実	対策１－（４）中山間地域におけるスポーツ活動の充実	
【概要】 （略） 【主な取組】 ① 市町村のスポーツ関係者等が市町村の枠を越えて連携・協働する「広域エリアネットワーク」により、市町村単独では解決できない課題を解決する取組や集落活動センターにおけるスポーツ活動を支援します。 ② 地域の実情に応じたスポーツ機会が拡充するよう、県体育スポーツ協会が行う既存の総合型地域スポーツクラブの質的向上の取組を支援します。	【概要】 （略） 【主な取組】 ①市町村のスポーツ関係者等が市町村の枠を越えて連携・協働する「広域エリアネットワーク」により、市町村単独では解決できない課題を解決する取組や集落活動センターにおけるスポーツ活動を支援します。 ②地域の実情に応じたスポーツ機会が拡充するよう、県体育協会が行う既存の総合型地域スポーツクラブの質的向上の取組を支援します。	
対策１－（５）多様なスポーツ機会の提供	対策１－（５）多様なスポーツ機会の提供	
【概要】 （略） 【主な取組】 ①、② （略） ③ 平成 30 年度に本県で開催する全国レクリエーション大会をはじめ、大規模大会の誘致や新たなスポーツ大会、イベントの開催を支援します。	【概要】 （略） 【主な取組】 ①、② （略） ③平成 30 年度に本県で開催する全国レクリエーション大会をはじめ、大規模大会の誘致や新たなスポーツ大会、イベントの開催を支援します。	

新	旧	備考
対策１－（６）スポーツを通じた健康増進	対策１－（６）スポーツを通じた健康増進	
【概要】 （略） 【主な取組】 ①～③ （略） ④地域スポーツハブ等が地元の企業にスポーツ指導者を派遣するなど、企業におけるスポーツを通じた健康経営の促進につながる取組を支援します。 ④⑤ （略） ⑤⑥ （略）	【概要】 （略） 【主な取組】 ①～③ （略） ④ （略） ⑤ （略）	
対策１－（７）スポーツに親しむ場の確保	対策１－（７）スポーツに親しむ場の確保	
【概要】 （略） 【主な取組】 ①～③ （略） ④市町村が行う、地域の特色あるスポーツの競技力向上及びスポーツツーリズムの推進につながる施設整備を支援します。（再掲）	【概要】 （略） 【主な取組】 ①～③ （略）	
２ 競技力の向上	２ 競技力の向上	

新	旧	備考
【課題】 ・小中学生においては、居住する地域で活動できる競技が限定されるとともに、運動部活動は競技種目に限りがあるため、進学等により、小中学生の時期に活動してきた競技が継続できない場合があります。 ・自分の適性に応じた競技を継続して行うことが難しい場合があります。 ・競技人口が一部の競技に偏っており、他の競技で活躍できる可能性を秘めた選手が埋もれている場合があります。 ・ジュニアからの系統立てた指導ができていない団体がみられます。 ・企業では、競技者の受入れには限りがあるため、団体競技のチームを一つの企業で組織することは難しい状況にあります。 ・将来有望な選手やトップレベルの選手をさらにレベルアップさせるための体制が十分でない状況がみられます。 ・指導者自らが指導力を高めるために学ぶ機会が十分でない状況がみられます。 ・スポーツ医科学のデータや情報を競技力の向上に生かしきれていない団体がみられます。 ・競技の拠点となる施設が十分でない状況がみられます。 ・<u>競技団体では、普及や強化の取り組みにおいて、組織内の担当者に大きな負担がかかっており、選手の実情や地域のニーズに応じた取組を行うことが難しい場合があります。</u> ・<u>既存の全高知チームのさらなる充実と新たな全高知チームの設立が必要です。</u> ・<u>選手強化において、競技団体におけるPDCAサイクルが十分に行われていない状況が見られます。</u> ・<u>指導者には年齢や技術の習熟度などを踏まえた指導ができる資質が求められており、計画的な指導者育成が必要です。</u> ・<u>全高知チームをはじめ競技団体の日常的な活動を行うための施設の確保が難しい状況が見られます。</u> ・<u>多様なスポーツ活動ができるスポーツ施設の整備が必要です。</u>	【課題】 ・小中学生においては、居住する地域で活動できる競技が限定されるとともに、運動部活動は競技種目に限りがあるため、進学等により、小中学生の時期に活動してきた競技が継続できない場合があります。 ・自分の適性に応じた競技を継続して行うことが難しい場合があります。 ・競技人口が一部の競技に偏っており、他の競技で活躍できる可能性を秘めた選手が埋もれている場合があります。 ・ジュニアからの系統立てた指導ができていない団体がみられます。 ・企業では、競技者の受入れには限りがあるため、団体競技のチームを一つの企業で組織することは難しい状況にあります。 ・将来有望な選手やトップレベルの選手をさらにレベルアップさせるための体制が十分でない状況がみられます。 ・指導者自らが指導力を高めるために学ぶ機会が十分でない状況がみられます。 ・スポーツ医科学のデータや情報を競技力の向上に生かしきれていない団体がみられます。 ・競技の拠点となる施設が十分でない状況がみられます。	

新	旧	備考
対策２－（１）新たなスポーツ推進体制による戦略的な競技力強化 【概要】 （略） 【主な取組】 ①、② （略） ③競技団体が各々の実情に応じて、効果的な強化や全高知チームによる重点強化、選手強化における PDCA の徹底を着実に行うことができるよう、県スポーツ協会が各競技団体を多方面からサポートすることを支援します。 ④地域スポーツハブの取り組みにおいて、総合型地域スポーツクラブや学校、競技団体、地区体育（協）会などが連携し、子どもたちが、身近な地域で、自らが望むスポーツを続けられる機会を提供する取り組みを支援します。	対策２－（１）新たなスポーツ推進体制による戦略的な競技力強化 【概要】 （略） 【主な取組】 ①、② （略）	
対策２－（２）系統立てた育成・強化体制の確立 【概要】 （略）	対策２－（２）系統立てた育成・強化体制の確立 【概要】 （略）	

新	旧	備考
【主な取組】 ① (略) ②競技団体が各々の実情に応じて、効果的な強化や全高知チームによる重点強化、選手強化におけるPDCAの徹底を着実に行うことができるよう、県スポーツ協会が各競技団体を多方面からサポートすることを支援します。(再掲) ②③ (略) ③④ (約) ④⑤ (略) ⑥各競技団体の選手強化に関する取り組みが、競技団体の実情に応じて、計画的・戦略的に進められるよう、目標の明確化や目標達成に向けた対策の着実な実行、計画の評価・改善など、PDCAサイクルの徹底のさらなる強化を図ります。また、全高知チームにおいて、さらに質の高い強化が行われるよう、特別強化コーチの監修の徹底や遠征・合宿の拡充などの支援を行います。 ⑦県は、障害者スポーツ関係者等と連携し、既存チームへの活動支援や新たなチームの立ち上げ支援、選手の実情に応じた支援を実施します。	【主な取組】 ① (略) ② (略) ③ (略) ④ (略)	

新	旧	備考
対策２－（３）指導者の育成及び受け入れの推進	対策２－（３）指導者の育成及び受け入れの推進	
【概要】 （略） 【主な取組】 ① 将来、本県のスポーツ界を担う指導者の育成に向け、コーチングに必要な総合的な内容を学ぶことができる研修会を開催します。 ① <u>スポーツ現場における指導者に関する多様なニーズに応えられるよう、指導者のリスト化やマッチング、県外指導者の招聘など、スポーツ現場に継続的に指導者を提供する取組を行うとともに、民間クラブチーム等を含めた県内指導者の資質を継続的に高める資格取得・研修の拡充を行います。</u> ②、③ （略） ④ <u>生涯スポーツの実践や競技力の向上に大きな影響を与えるジュニアスポーツ指導者の資質向上を図る取組を進めます。</u> ④⑤ （略）	【概要】 （略） 【主な取組】 ① 将来、本県のスポーツ界を担う指導者の育成に向け、コーチングに必要な総合的な内容を学ぶことができる研修会を開催します。 ②、③ （略） ④ （略）	

新	旧	備考
対策２－（４）スポーツ医科学の効果的な活用	対策２－（４）スポーツ医科学の効果的な活用	
【概要】 （略） 【主な取組】 ① 県下全域において、スポーツ活動を行う者が質の高いスポーツ医科学サポートを受けられるよう、県中央部にスポーツ医科学拠点を整備するとともに、東部と西部におけるスポーツ医科学のサテライト機能の充実を図ります。<u>高知県スポーツ科学センター（SSC）を核として、医療機関やスポーツ団体、大学、スポーツ医科学専門機関等と幅広く連携した取り組みを進めます。同センターには、スポーツ科学に専門的な知見を有するスタッフを配置するとともに、複数の医科学専門スタッフによる競技別サポートチームを編成し、競技特性に応じたサポートを展開します。さらには、地域でのスポーツ医科学サポートが効果的に進められるよう、地域のトレーニング施設のスタッフや学校の運動部活動の指導者にトレーニング指導やプログラムの提供などを行います。</u> ②、③ （略） ④ <u>高知県スポーツ科学センター（SSC）が核となり、関係団体等の協力を得て、各競技団体や運動部活動、障害者スポーツチームなどのスポーツ現場に対して、データによる動作分析やメンタルトレーニング、専門的な体力測定に基づくトレーニング指導などを広く提供します。</u>	【概要】 （略） 【主な取組】 ① 県下全域において、スポーツ活動を行う者が質の高いスポーツ医科学サポートを受けられるよう、県中央部にスポーツ医科学拠点を整備するとともに、東部と西部におけるスポーツ医科学のサテライト機能の充実を図ります。 ②、③ （略）	

新	旧	備考
対策２－（５）スポーツ施設・設備の整備	対策２－（５）スポーツ施設・設備の整備	
【概要】 （略） 【主な取組】 ① （略） ②スポーツ医科学をサポートする施設全高知チームの活動拠点や、学校のトレーニング設備など、スポーツ活動をサポートするの基盤となる施設・設備について、関係者が検討する場を設け、必要な整備を計画的に進めます。 ③市町村が行う、地域の特色あるスポーツの競技力向上及びスポーツツーリズムの推進につながる施設整備を支援します。（再掲）	【概要】 （略） 【主な取組】 ① （略） ②スポーツ医科学をサポートする施設や、学校のトレーニング設備など、スポーツ活動をサポートする施設・設備について、必要な整備を計画的に進めます。	

新	旧	備考
3 スポーツを通じた活力ある県づくり	3 スポーツを通じた活力ある県づくり	
【課題】 (略)	【課題】 (略)	
対策3－(1) スポーツを通じた経済・地域の活性化	対策3－(1) スポーツを通じた経済・地域の活性化	
【概要】 (略) 【主な取組】 ①～⑨ (略) ⑩県内で開催される大会や合宿、イベント等の開催情報など SNS 等を活用した情報の収集・発信の強化を図ります。	【概要】 (略) 【主な取組】 ①～⑨ (略)	

新	旧	備考
4 3本の柱に横断的に関わる施策の方向性	4 3本の柱に横断的に関わる柱の方向性	
【課題】 (略)	【課題】 (略)	
対策4-(1) オリンピック・パラリンピック等を契機としたスポーツの振興	対策4-(1) オリンピック・パラリンピック等を契機としたスポーツの振興	
【概要】 (略) 【主な取組】 ①2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ2019大会の事前合宿の受入れ事前合宿招致活動や、ホストタウンの取組、オリンピック・パラリンピック教育などを実施することにより、同大会の機運の醸成を図るとともに、大会後のレガシーとして、世界レベルの指導者の招へいや、相手国との指導者や選手の交流などのスポーツ振興、来県する世界レベルの選手による県内体験型観光資源の磨き上げなどといった観光振興のほか、相手国の文化を学ぶ教育活動といった教育面の交流などにつながる取組を進めます。	【概要】 (略) 【主な取組】 ①2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ2019大会の事前合宿の受入れや、ホストタウンの取組、オリンピック・パラリンピック教育などを実施することにより、同大会の機運の醸成を図るとともに、大会後のレガシーとして、世界レベルの指導者の招へいや、相手国との指導者や選手の交流などのスポーツ振興、来県する世界レベルの選手による県内体験型観光資源の磨き上げなどといった観光振興のほか、相手国の文化を学ぶ教育活動といった教育面の交流などにつながる取組を進めます。	

